

第 82 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

平成 28 年 6 月 30 日（木）15:00～17:30

中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 C 会議室

(開催要領)

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 30 日（木）15:00～17:30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 C 会議室
- 3 出席者
会長代理 山田 昌弘 中央大学教授
委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 小木曾 綾 中央大学法科大学院教授
同 平川 和子 東京フェミニストセラピセンター所長
同 森田 展彰 筑波大学大学院准教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
(1) 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について
・ 地方公共団体の取組状況など
・ いわゆる J K ビジネスなどの被害等について
・ その他の若年層を対象とした暴力の被害等について（アダルトビデオへの出演強要など）
(2) 今後の進め方について
- 3 閉会

(配布資料)

- 資料 1 - 1 「J K ビジネスと改正条例」（愛知県）
- 資料 1 - 2 「愛知県青少年保護育成条例」（愛知県）
- 資料 2 「若年女性を取り巻く現状」（bond Project 提出資料）
- 資料 3 - 1 報告要旨（PAPS、Lighthouse 提出資料）
- 資料 3 - 2 「PAPS & LH の AV 被害者相談事業の概要」
（PAPS、Lighthouse 提出資料）
- 資料 3 - 3 意見書・リーフレット（Lighthouse 提出資料）

- 資料 4 - 1 「AV強要被害調査報告書」(Human Rights Now 提出資料)
- 資料 4 - 2 調査報告書 (Human Rights Now 提出資料)
- 資料 4 - 3 判決文 (Human Rights Now 提出資料)
- 資料 5 今後の進め方 (案)
- 資料 6 - 1 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について
(平成 28 年 5 月 13 日男女共同参画会議)
- 資料 6 - 2 女性活躍加速のための重点方針 2016 (概要)
(平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
- 資料 6 - 3 女性活躍加速のための重点方針 2016
(平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
- 資料 7 - 1 国連女子差別撤廃委員会の最終見解 (概要)
- 資料 7 - 2 国連女子差別撤廃委員会の最終見解 (和文・英文)
- 資料 7 - 3 第 7 回及び第 8 回日本政府報告代表団長冒頭ステートメント (仮訳)
- 参考資料 「2015 年活動報告」 (Colabo 提出資料)

(議事録)

○山田会長代理 ただいまから、第82回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、辻村会長が御都合により御欠席ということですので、女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則第 8 条に基づき、会長代理として私山田が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日御欠席の委員は、辻村会長のほか、原委員、柿沼委員となっております。森田委員は多少おけると連絡がありました。

本日の議事は「児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について」の実態を把握するために、いわゆる JK ビジネスと呼ばれている営業やアダルトビデオへの出演強要に関して、地方公共団体と被害者支援団体から被害実態や取組について発表していただき、これに対する質疑を行います。

これらの実態把握については「女性活躍加速のための重点方針2016」で重点的に取り組むべき事項の一つに盛り込まれているものであり、本専門調査会においても実態把握の結果を踏まえて、今後対策のあり方などについても検討を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

カメラ撮りはここまでで御容赦願います。

それでは、前回の会議後、本日までの間に事務局の異動がございましたので、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○出口調査課長 今回、異動で男女共同参画局の調査課長に着任いたしました、出口と申します。よろしくお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 同じく、推進課の暴力対策推進室長に着任しました、馬場と申します。よろしくお願ひいたします。

○山田会長代理 お二人ともよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に事務局から会議資料について確認してください。

○馬場暴力対策推進室長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第がございます。それから名簿、座席表と続きまして、資料は1から7まででございます。分量が多うございますので、二分冊にして目次とページを付させていただきます。

目次を御覧いただければと思います。

資料の1から4までが、本日のヒアリング資料となります。

資料5は、本専門調査会の今後の進め方の案でございます、この会議の最後に御説明させていただきますと思っております。

資料6-1は、重点方針2016の策定に向けて、男女共同参画会議からいただきました御意見です。これにつきましては、本調査会におきましても御議論をいただきまして、ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

資料6-2と6-3は、重点方針の概要と本文になります。

資料7-1から7-3までは、今年3月に国連の女子差別撤廃委員会から示されました我が国の女子差別撤廃条約の実施状況に関する最終見解に関する資料でございます。この最終見解の対応方針につきましては、今後重点方針専門調査会で調査検討が進められることになっておりますけれども、女性に対する暴力に関連する例えばパラグラフ23とかパラグラフ27などにつきましては、本専門調査会でも今後御検討いただく予定と考えておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

以上で資料の説明を終わります。

○山田会長代理 ありがとうございます。

皆様、資料はおそろいでしょうか。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

まず、議事次第(1)です。進行につきましては、被害者支援団体のHuman Rights Nowのお時間の御都合により、まず初めにこちらから若年層を対象とした暴力の被害等について説明と質疑を行わせていただきます。

なお、時間の関係上、説明は20分以内でお願いいたします。

では、Human Rights Nowから伊藤様、よろしくお願ひします。

○Human Rights Now こんにちは。どうもよろしくお願ひいたします。

本日は、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。また、お忙しい中時間調整をいただきまして、ありがとうございます。

私どもからは、まず、資料でお配りしておりますアダルトビデオ強要被害調査に関するお話をさせていただきます。

アダルトビデオに強制出演されるという女性の被害が近年相次いでいると考えております。大体、モデルにならないか、タレントにならないかなどといった言葉でスカウトをされ、タレントやモデルになる夢を持って誘いに応じる若い女性たちが、実際に契約をしてみるとアダルトビデオの出演を半ば強要される、意思に反して出演させられるという事案が相次いでいる状況です。

私たちは認定NPOのHuman Rights Nowと申しますが、支援者の方々、それから被害者から聞き取り調査を行いまして、被害の実態を調査いたしました。アダルトビデオに関しましては任意で参加していらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、このたびは強要の被害というものに限って私たちは調査を行いました。

調査の方法としましては、被害者の方々からの実際の聞き取り、判例が出ている事案についての分析、支援団体からいただいたケースに関する独自の検討という内容になっております。

この調査の結果、若い女性たちがアダルトビデオに出演するという意識がないままプロダクションというところと契約を締結し、その途端に契約だから仕事を拒絶できないであるとか、仕事を断れば違約金が発生するなどと言っておどされて、出演を余儀なくされるという事態が後を絶たないということが判明いたしました。

私たちはこうした若い女性、年齢層としては圧倒的に18歳から22歳ぐらいが多いのですが、けれども、まだ成人に達していない若い女性も多いのですが、こういった無知であったり、困窮、法律を知らないことなどに乗じてこういったところに出演させる。そして、衆人環視のもとで意に反する性行為というものを強要する。そして、その一部始終がインターネット等を通じて公にされる。そして、それが半永久的にさらされてしまうという被害であるということで、レイプ被害よりもさらにずっと二次被害が続くような状況ですので、非常に深刻な人権侵害であると考えておりますし、違約金を払えと、違約金を払えないのであれば出演するしかないというような、半ば奴隷的な取行であるということで、「債務奴隷」とでも言えるような事態ではないか。そして、何より女性に対する深刻な暴力であると捉えております。

女性をめぐる関係につきましては、まず女性は、スカウトというところでタレントにならないかなどと言って事務所に連れていかれます。その結果、連れていかれた事務所が大体プロダクションというものなのですけれども、プロダクションに所属することになります。ここでは、通常、労働契約ではなくマネジメント契約という形で契約が締結をされて、この女性の売り込みをプロダクションが行い、仕事をとってきて、そして、アダルトビデオの出演が決まりますと、女性をメーカーもしくは製造会社というところに派遣をしてそこで撮影が行われる。そして、撮影されたものが販売店であったり、プロバイダー、配信業者などといったところに流れていくという三角形の構造をとっております。

これは、実際は女性側が主体的であるマネジメント契約というよりは、実態は仕事をプロダクションが勝手に入れてしまう。そして、一たび契約を締結したら女性にはこの仕事

は嫌だと断る自由がなかなかない。そして、どのような現場でもいかなければならない。拒絶をすると違約金を払えと言われる。

それから、通常の映画などですと台本をもう随分前に渡されて監督とディスカッションする機会があり、その上で受ける、受けない、こういうシーンが嫌だという話があると思うのですが、本当に初めてやる人の場合などは、前日であったり、当日に台本を渡されて、実際の性行為に直接さらされるという事例が多い。そして、かなり過酷な撮影が多いわけですけれども、嫌だと言ってもなかなか逃げられない。そして、その映像の著作権は一生メーカーが持っているため、いつまでも被害に遭い続けてしまうという状況があると考えております。

幾つか事例を見ていきますと、こちらは裁判にもなった事例なのですが、タレントとしてスカウトされて、すぐに着エロと言うのですが、18歳未満もしくは18歳ぐらいのイメージビデオと言われるものなのですが、アダルトビデオではないのですが、水着を着て少し卑わいな姿態をさらさなければならぬといったビデオに出演させられる。これもやめたいと言ったところ、契約した以上100万円違約金がかかるので、支払わないとやめられないと言われたと。そして、出演をしていたのですが、成人になったところでアダルトビデオに出演せよと言われて、違約金がかかるということなので仕方なく1本撮影をしたと。1本撮影をして非常に後悔をしたということで、もうやめたいと言ったところ、既に9本契約をしてしまったと。10本契約全部出してもらわないと1,000万円の違約金がかかる、支払わないとやめられないと言われたという事案がございます。

そして、この事案につきましては、断ったということなのですが、断って結局出ないとなったところで、このプロダクションから2,400万円を超える違約金を実際に裁判所で請求されたと。この近くの東京地裁でその事件が起きたということになっております。昨年の9月にこういった違約金は認められないという判断が初めて東京地裁で出されて、私は担当したところなのですが、そういったことが行われている状況です。

似たような事例、こちらもそうです。やはりグラビア、専属モデルとして所属をしたところ、仕事が入ったらAVだということで、絶対に嫌だと言ったにもかかわらず、違約金であるとか、現場に来なければ大学や実家まで迎えに行くなどといった脅しがあって、最終的にAV強要されてしまったと。

その結果として、こちらの読むものはばかりされるような非常に深刻な暴力を振るわれるという動画にずっと強制的に出演させられておまして、非常に20代前半、こういった形で過ごさせられてしまったために、性病であるとか精神疾患などに患わされている状況にございます。

中には出演したビデオ、意に反するにもかかわらず出演させられてしまったということなのですが、なかなか契約を解除しても販売が続いてしまうということで、自分のアダルトビデオが大量に販売されていることを苦にして自殺をされる事例もありました。

幾つも幾つも、こういった事例は私たちも検討してまいったわけです。

もう一つ御紹介したいのは、こういったアダルトビデオは強制の場合もありますし、そうでない場合もあるのかもしれませんが、身体に明らかに有害と思われるAVというものがあまして、例えば拷問であったり、集団強姦、少女強姦、獣姦、さまざまな言葉で検索をかけますと、非常に女性の尊厳を無視した虐待的な内容のパッケージが多く、大手の配信業者から配信されている状況があります。

また、こちらはパワーポイントだけの資料ですけれども、着エロと言われているものです。これは実際に秋葉原で販売されているものなのですが、本当に水着で出させられている女の子ということで、これは児童ポルノ法のいわゆる第3号ポルノというものに該当すると思うのですけれども、いまだに発売されておりますし、小学校本当に6年生かはわかりませんが、6年生という設定で実際の性行為をさせられているというものもいまだに広範に売られておまして、本当に少女なのかそうでないのか、そういったあたりもよくわからないという状況があると思います。

こうした問題は深刻だと思っておりますけれども、被害に対応する法律というものが存在しない、監督官庁もないということで、プロダクションに対しては労働法の規制もございませんし、風適法の適用もありませんので、違法行為を是正する仕組みというものが無い状況があると思います。

御承知のとおり、18歳未満であれば児童ポルノということになるわけですけれども、なかなか児童ポルノかもしれないというようなものもたくさん売られているのですが、被害者がわからないためにはっきりしないというものもございます。そして、18歳以上になってしまいますと特に規制というものはございませんし、意に反する撮影であっても、なかなか強要罪であったり、強姦罪というものを警察が立件してくれる場合というのも非常に難しいということも私も実務をやっている弁護士として痛感しております。

アダルトビデオの出演というものは、もしプロダクションと女優の間で労働契約が締結されている場合であれば職業安定法上の有害業務の勧誘として処罰される。もしくは、そういった労働者としてプロダクションが制作メーカーに女優を派遣するということは派遣に当たるわけですけれども、労働者派遣法上はこうした派遣というのは有害業務とされて、基本的には違法であるということになっております。既にそういった判例もたくさん出されているのですけれども、現在何が起きているかといいますと、実態上は本当に若い女性ですから、プロダクションに言われるがままに指揮命令のもとに置かれているにもかかわらず、マネジメント契約や委託契約といった契約形態になっていて、あたかも対等な当事者であるかのような契約形態をしているという形で、巧みに労働契約というものではないことにして法の適用を免れている状況があると思われまます。

こういった事案をやっていると、本当にだまされる方法が例えば英会話であったりオレオレ詐欺であったり、ちょっと甘い言葉にだまされてしまったという事例に大変似ているわけですけれども、その結果として、非常に重大な甚大な結果である。しかも、オレオレ詐欺であったり英会話のような形で消費者としての保護というものがあって、クーリン

グ・オフがあったり、消費者として守られるような契約としても認識されておられませんので、消費相談センターに行って何か対応をしてくれる、もしくは消費者契約法が適用される、特定商取引法が適用されるという状況ではありません。特商法などでは、多人数で勧誘するであるとか意に反する勧誘というのはそれ自体違法であるとなっておりますし、消費者安全法で問題がある事例については、企業名の公表であったり、業務停止命令というものを消費者担当大臣が出せるという法制がありますが、基本的にそういった消費者法の適用もないということになっているため、強い行政処分もない。それから、消費相談センターでの解決、相談といったことも難しい状況となっております。

そういった中で、特に本当に労働法の適用もない、消費者としても保護されないという状況ですので、ぜひ実態の必要な調査を行った上で、こういった被害に即した特有の被害者を保護・救済できるような法律の制定、もしくは消費者関連法の改正などの準備をしていただきたいと思っております。

当面の救済策としては、消費者類似ということもございますので、せめて消費者並み、特定商取引法の改正などでカバーされることになると非常にいいなと思っております。

さらには、先ほど言いました監督官庁の設置であったり、違法、不当な勧誘の禁止、違約金を定めることの禁止、意に反して出演させることの禁止、そして、禁止事項に違反する場合、罰則を科すといった包括的な救済立法を制定していただきたいと思っております。こういった法律がございませんので、現在、本当に被害者は泣き寝入りの状況が続いております。

そして、さらに契約の解除についても認めてほしいということ。それから、先ほど少し示しました身体、生命に有害である、人体に著しく有害なビデオについては、もう少し諸外国の事例のように規制することも考えるべきではないかと思えます。

また、悪質な業者に対する指示命令であったり、ビデオの販売差しとめ、相談窓口の設置などといったことも法整備には盛り込んでいただきたいと考えております。

そして、ぜひ内閣府男女共同参画局において施策などを考えていただきたいと思っておりますし、また、厚労省、そして警察においても積極的に違法行為については立件、起訴をしていていただきたいと考えております。

1件、プロダクションが労働者派遣法違反ということで関係者が逮捕される事例が、それもマネジメント契約だったのですけれども、つい最近この6月にございましたので、そういった行方も見守って、そういった中で司法判断を受けてきちんとした法規制というものを考えていただければと思っております。

そして、内閣府にぜひお願いしたいことといたしましては、まず、被害実態がよくわからない部分が多くて、私たちNPOでも実態調査をしておりますが、十分な実態がわからない部分も多いのです。そして、本当にアダルトビデオを検索していただきますと、人権侵害ではないのかと思うようなビデオはたくさんございまして、そういった通報も日々受けているのですけれども、全体像を把握するのは非常に難しいと思っております。全容をきち

んと実態調査をして被害がどうなっているのかということ把握していただきたいと思えます。

また、一番大事なことというのは、啓発・普及というところだと思いますので、ポスターであったり、学校レベルでの研修などを通じて、こういった誘いにひっかからないようにというようなことをぜひ周知徹底していただきたいと思います。

もう一つ、相談窓口なのですけれども、どこにも相談するところがないということがございまして、これからお話しになる支援団体さんのところに非常に相談が殺到していますが、その2団体ぐらしか相談窓口が現在ないということで、地方に行きますと、なかなか相談に乗ってくれるところもないというところもあると思いますので、できれば配暴センター、女性センターという中で女性に対する暴力の問題として位置付けていただいて、きちんと相談体制がとれるようにしていただきたい。専用のホットラインを設置していただくことができれば大変ありがたいと思っております。

それから、シェルターの手配などといったこともぜひ進めていただきたいと思います。私も先月、あしたからまた撮影があって契約を解除したいけれども、契約を解除するとメールを送ったりラインを送ることはできるけれども、自宅がばれているので自宅に来て連れていかれてしまう、もう私は死にたいというメールをいただいたことがありまして、すぐ支援団体の方に御連絡をして、その日のうちにシェルターを用意していただいた。本当に大変なことだと思うのですけれども、そういったことが日々行われておりますので、そういったことに対応できるような緊急のシェルターの手配なども必要でないかと思っております。

そして、最終的にこの実態調査を踏まえて、より包括的な先ほど言った内容も含め、立法の提案をしていただければと思っております。

先ほど1点抜かしてしまったのですけれども、全体の役割の中でスカウトという人が果たす役割というのはすごく大きくて、スカウトというものが一部条例で規制されているところはあるのですが、法律で禁止されるとはなっておりません。アダルトビデオに関する勧誘を専属的に行っているスカウトに関しては禁止していただく、刑事罰に科していただくということも大事ではないかと思っております。

私たちのほうで、関連業界に対しても現在、下請であるプロダクションなどの責任ではなく、配信や流通などを担っている大手がきちんとした責任を果たすようにということを求めて、是正のメカニズムをつくって、業界内できちんとした取組をしていくことも提案しております。そういった業界も含めてコンプライアンスを果たしてもらおうということも含めて、政府にも取り組んでいただければと思っております。

私のお話は以上で終わりにしたいと思っておりますが、本当に深刻な事案が後を絶ちませんので、ぜひ実効的な対策を進めていただきたいと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○山田会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御意見、御質問はございますでしょうか。

森田委員、お願いします。

○森田委員 森田と申します。

自分は精神科の医者なので、実際に自分の患者さんがそういう状況になった方もいらっしゃったので、本当に非常に深刻だと思っています。医療というのは一部の側面にすぎないとは思いますが、実際に自殺という話も出ていて、精神的な問題とか身体的な問題、性感染症とか、もしくは妊娠ということもあるかと思うのですが、そうしたことの調査やデータみたいなものは集められたりはしているのでしょうか。

○Human Rights Now 私たちのほうではそこまで調査が十分にできておりませんので、支援団体さんに聞いていただければと思います。個別の案件でいきますと、性感染症、PTSD、精神的な病ですが、非常に多いです。撮影自体本当に首を絞めるであるとか危険な撮影がございまして、それによる障害ということもたくさんあるのですけれども、労災の適用もございませんので最終的には全部自分持ちなのです。病気にかかっても自分で手当てをしなければならない。そういった医療費がプロダクションから出るというわけでもないということです。

本番行為をさせられておまして、何人もの男性と同時にさせられているということで、さらに本当に中で射精されてしまうということもあるので、そういう場合に、医師法にも反すると思うのですけれども、ピルをメーカーが処方しているような実態がございまして、違法行為が非常に多いのではないかと考えております。

○森田委員 ありがとうございます。

○山田会長代理 よろしいですか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 大変な被害の状況を発表していただいて、改めて勉強させていただいております。

印象としましては、かつての経済的に弱い国のアジアの国々の女性たちが日本に連れてこられて、人身売買という形で軟禁されて管理売春を強要されるということが思い起こされるというか、彷彿とさせるような印象だったわけですが、実際に契約という形で縛りがかかっていると報告の中にもありましたが、さらにほかの例では、きれいなマンションあたりで生活をさせられて、ある意味で非常に二重、三重に拘束されているような印象だったわけですが、その辺の縛りというか、なかなか相談もできないような心理状況に陥っているのではないかという印象なのですが、その辺をもう少し教えていただけたらと思います。

○Human Rights Now 先ほどのマンションという話で言いますと、君は本当にタレントとしてデビューできます、大物にするためのプロジェクトを進行していますということで、マンションも借りてあげますと、美容整形もしなさい、ジムにも通いなさいということで

どんどんお金をつぎ込んで、デビューしなければいけないという負い目を感じさせて、それで仕事が入ってくるとAVであったということがございます。そして、やめたいと言いますと、では、ここまできた費用はどうしてくれるのだということで、家も全部押さえられていますので、その家に来るといふ事例もあります。

それから、風俗とAV両方に出させられていて、寮のようなところに住まわされている人というのもあるということです。

それから、実家に住んでいる方もいらっしゃるのですが、大体意に反して出演しているものですので、親には言えないのです。親に絶対に言いたくない、身バレしたくないということは非常に大きいので、何かトラブルがあると親に言うということを言うと黙るしかないということになります。そうしますと、親にも友達にもボーイフレンドにも言えないということで、誰にも相談ができないという状況になるわけです。ですから、自分を搾取しているプロダクションのマネジャーにしか相談ができない状況ですし、女優同士は待遇が違ったりなどいろいろあるので、余り話し合ったりしないようにと言われていまして、親にばれないようにするためにひとり暮らしをしたほうがいいのではないかといいことを言われてひとりであらし、相談できる人は誰もいない、プロダクションに頼るしかないという状況ということで、なかなか抜け出せない状況と伺っております。

それから、ここに出る以外にあなたの存在価値はないのだというような、ある種洗脳的な気持ちに追い込まれていって、なかなか逃げ出せない心理状態に置かれている人も多いと思います。

○阿部委員 ありがとうございます。

○山田会長代理 ありがとうございます。

ほかにございますか。

平川委員、お願いします。

○平川委員 御報告ありがとうございます。

今、SARC東京で性被害の方の同行支援をしている者なのですが、このアダルトビデオの制作と流通という産業構造の中で被害者になった方たちの、警察通報がどのくらいのパーセントいらっしゃるのかについてのアンケート調査の結果がありましたらお知らせいただきたいです。

○Human Rights Now 私のほうでは持ち合わせていません。警察に通報しますと、自分も何か違法行為にかかわっているのではないかといい後ろめたいところがあって、なかなか警察に行けないという事例があります。

それから、先ほどの1,000万とか2,000万円の違約金を請求された事案については、やめたいと言ったところ実家に何人もの男が押し寄せてきたということがございまして、その場で警察に通報したのですが、警察は介入したのですが、あと9本撮るといふのでなくて和解的にあと2本ぐらい出たらいいのではないかといいようなことを言って、むしろ出演を説得するような動きがあったということがございまして、非常に問題が多いと思

っているところです。

それから、最近1件逮捕された事案があったのですけれども、その事案に関しても本人は知られたくないということで進めているわけですが、その本人の方なのかどうか私は理解しておりませんが、この女優さんが被害を申告したのではないかとインターネット上で情報がばらまかれて、しかも、そのビデオがばらまかれるというような、本当にセカンドレイプのようなことが行われているということで、本当にその被害者の方なのかどうかは存じ上げませんが、そういうものを見た場合、自分も刑事告訴をするとなった場合、ああいうようにして晒されるのかと、むしろ話題にされるのかということと思うとなかなか警察に通報しにくい状況があるので、全体として抜本的に改善が必要だと思っております。

○平川委員 私が言いたかったところは、性感染症の検査というのは、今のところ警察に通報した方ではないと公費が出ないという事情があるので、こういう方も含めて、あるいはSARCに相談される方の中で、警察には届け出を余り好まないとか、未成年の場合は親に知られたくないという理由で警察に通報しない方がいるのですが、そういう方についても公費が出るような形の法的なものといえますか、そういうものができるといいなと私たちは思って活動しているのです。警察に通報しないと公費が出ないということは、このアダルトビデオ産業の被害者だけではなくいわゆる一般のレイプ被害に遭った方も同じようなことが起きているので、アダルトビデオ産業の中での被害に特化するということではなくて、レイプ被害に遭って警察に行かなくても何とか公費負担ができるような、自費による支払といえますか自己責任ではない形の支援制度を作れないかというように思っているところなのです。

○Human Rights Now 私もそう思います。

○山田会長代理 ありがとうございます。

1点ですけれども、93件の累計のうち、10件は詳細の公表が可能になったとは書いてあるのですが、実際に警察に立件されたものはあるのでしょうか。

○Human Rights Now ないです。最近逮捕されたケースが1件ございますけれども、ほかには被害事例ということではないのではないかと思います。

○山田会長代理 処罰とかそういうことは全くされていないということですね。

○Human Rights Now そうですね。とにかく取り調べに耐えるということ自体、すごく苦痛です。そういった負担もありますし、いつかどこが身ばれをしてしまうのではないかと、ということを非常に恐れていますので、自分から裁判を起こしたいという人は、民事の裁判でも起こしたいという人もいませんし、なかなか刑事の裁判を起こそうということになりにくい状況だと思います。

○山田会長代理 ありがとうございます。

では、もう大丈夫ですね。ありがとうございました。

ただいまの発表者はここで御退席されますので、このほかに委員から質疑がございませ

たら、後ほど事務局を通じてお願いいたします。ありがとうございました。

○Human Rights Now ありがとうございました。

(発表者交代)

○山田会長代理 続きまして、いわゆるJKビジネスなど、児童の性に着目した新たな形態の営業に対する取組として条例で規制を行っている愛知県より御説明をいただき、その後、質疑とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○愛知県 愛知県庁社会活動推進課の水谷と申します。今日はどうぞよろしくをお願いします。

私からは、JKビジネスと呼ばれる営業形態に対する愛知県の対応策について御説明をさせていただきます。

配付させていただきました資料としましては、資料1-1「JKビジネスと改正条例」、パワーポイントの画面と全く同じものでございます。それから、右上に11ページとございます「愛知県青少年保護育成条例」、この条例によりましてJKビジネスと言われるものを規制いたしました。

愛知県では、JKビジネスを起因とする青少年の性犯罪被害が顕在する中で、JKビジネスの営業店舗も増加していましたことから、後ほど御説明をいたしますが、JKビジネスの多様な営業形態、これに着目をし、以前からありましたこの愛知県青少年保護育成条例にそれらを包括的に規制する条項を追加することで青少年を守る対策をとったものでございます。こういった対策は全国で初めてと言われております。

それでは、初めに愛知県青少年保護育成条例について簡単に説明させていただきます。

資料になりますが、右上に11ページ、資料1-2「愛知県青少年保護育成条例」というものを御覧いただきたいと思います。

こちらの第1条にその目的を規定しております。この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与するということを目的にしております。

また、すぐ下にあります第4条の第1号に、青少年の定義がございます。こちらは18歳未満の者と限定をさせていただいております。この条例では、例えばカラオケ店や漫画喫茶などの深夜営業施設への午後11時以降の青少年の入店禁止や、有害図書類に対するコンビニエンスストア等での成人向けコーナーの表示、青少年が使用する携帯電話やスマートフォンのフィルタリングの利用の促進、さらに、本日の演題でございますJKビジネスと言われる「有害役務営業」、こういった定義をさせていただいておりますが、これに関する規制などの内容を盛り込んでおります。

それでは、パワーポイントの資料「JKビジネスと改正条例」に沿ってその内容を御説明してまいります。

さて、JKビジネスとはどういったものなのか。皆さん、既に御承知のことかと存じますが、女子高生を「JK」と称して商品化し、性を売り物とする営業形態のことを申しま

す。高い報酬につられて気軽な気持ちでJKビジネスに従事した女子高生、すなわちJKが性犯罪被害に遭うため大きな社会問題となっております。

次に、JKビジネスの危険性について御説明をいたします。

まず第1に、JKビジネスは表向きの業務形態は法律に抵触いたしません。風俗営業店ですと、いわゆる風営法による許可・届け出が必要となり、警察による立入調査も実施することができます。しかしながらJKビジネスは表向きは風営法に抵触しないため、許可・届け出がなく、そして、警察による立ち入りができず、実態を把握することはできません。

第2に、先ほど表向きと言わせていただきましたが、JKビジネスの実態は裏オプションと呼ばれる性犯罪等につながる行為も含まれております。

その実態につきまして、過去に掲載されました雑誌の一部を御紹介させていただきます。

これは2年ほど前のものですが、見出しには「名古屋・栄」「女子高生違法セックスリフレ驚きの実態」とあります。御承知のとおり、名古屋の栄というのはかなりの繁華街でございます。後ほど説明をいたしますが、この店はリフレクソロジー、略してリフレという営業形態に該当いたします。さらに見出しには「口淫8千円、本番2万円」とありますように、明らかに違法とわかります。

続きまして、こちらもJKビジネスについて掲載された記事になります。見出しにあります「JKデリで一発」というように、この記事からも違法性が疑われます。

しかしながら、このような違法な店であっても、表向きは風営法に抵触しないような営業形態とし、女子高校生等を雇用しております。さらに、実際に働き始めてから徐々に裏オプションと呼ばれる違法な行為を勧められるのです。

次に、JKビジネスの問題点について説明をさせていただきます。

先ほどもお話いたしました、JKビジネスは風営法に規定する風俗営業、性風俗特殊営業等の要件に形式的に該当しないことから、届け出や許可の必要もなく立入調査もできない状況でございます。

また、労働基準法や児童福祉法など、その他の法の規制につきましても、実際に被害が発生した後の捜査により実態を把握して初めて適用できるものであり、未然防止ができないという問題がございました。

一方で、愛知県ではJKビジネスによる被害は増えるばかりで、JKビジネスに対する法制化の動きも見られてはおりませんでした。そこで、愛知県では、青少年がJKビジネスに従事することの危険性につきまして啓発・注意喚起を行うほか、平成26年12月から愛知県警において補導の対象に追加をしたところでございます。

そして、青少年に対し、勧誘しない、従事させない、客としないなど、高校生などがJKビジネスに従事できないよう営業者等に対する規制を行うこととし、愛知県青少年保護育成条例に盛り込むことでJKビジネスから青少年を守る対策を講じました。この改正条例はちょうど1年前になりますが、昨年7月に施行したところでございます。

改正条例の主な内容について説明をいたします。

まず、JKビジネスを、この枠囲みにございますとおりの水着や下着姿等でサービスを提供するなどの営業「有害役務営業」と定義いたしました。

さらに、右の四角にございますように店舗を設けて営む「店舗型有害役務営業」と、店舗を設けずに客の依頼を受けて派遣することにより営む「無店舗型有害役務営業」とそれぞれ定義をいたしました。

なお「有害役務営業」には、JKビジネスの営業形態例、こちらの左に示してありますとおりのリフレ、散歩、喫茶、見学クラブ、ガールズ居酒屋、ガールズバー、撮影、コミュニケーションルームといった営業形態があります。これらは当時愛知県警が把握していました8つの営業形態ですが、これら全てを「有害役務営業」として網羅できるような規定といたしました。

それでは、具体的な内容をお話させていただきます。

「店舗型有害役務営業」の定義につきましては、営業形態例に当てはめてみますと、このイというものには、喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業と限定した上で、客の性的好奇心をそそる水着、制服等を着用した姿態または着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせると定義づけており、これはガールズ居酒屋、ガールズバー、喫茶に該当いたします。

ロは、専ら異性の客に対し、接触する役務を提供すると定義づけており、これはリフレが該当いたします。

ハは、客の性的好奇心をそそる水着、制服等を着用した姿態または着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせると定義づけており、これは見学クラブ、撮影が該当します。

ニは、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせると定義づけており、これはコミュニケーションルーム、散歩が該当します。

次に「無店舗型有害役務営業」の定義です。

店舗を設けずに客の依頼を受けて派遣するものであります。基本的な定義づけにつきましては「店舗型有害役務営業」と同じで営業形態例に当てはめてみますと、イはリフレ、ロは撮影が該当いたします。

そして、ハは散歩が該当いたします。

これらの定義により、把握しているJKビジネスの営業形態全てを網羅するよう規定をいたしました。現在のところ、これらの条例の中から逃れて営業しているJKビジネスの把握はしておりません。

次に「有害役務営業」を営む者に対する禁止行為について説明をいたします。これらは主に風営法などを参考に規定したものになります。

営業者等に対する禁止行為といたしまして、①客に接する業務に勧誘すること。これは、営業者のみならず、何人も青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に勧誘することを禁止しております。

②客に接する業務に従事させること。これは、風営法の客に接する業務と同義であり、客に案内する行為や飲食代金を徴収する行為も該当します。

③営業所に客として立ち入らせ、または客とすること。これは「有害役務営業」の営業所に、青少年の立入自体を禁止しております。

④青少年に対し、ビラ等を頒布すること。青少年に対して、店舗のビラ等の頒布をすることを禁止することで、JKビジネスに関する情報をシャットダウンすることを目的としております。

続きまして、義務づけが幾つかあります。

⑤従業者名簿の備えつけ・保存。営業者に対して、青少年であるかどうかをしっかりと確認、認識させることが目的になります。

⑥広告宣伝の際に青少年の立ち入りまたは客となることを禁止することを明示すること。

⑦営業所への青少年の立入禁止の掲示があります。ビラや店舗の入り口に青少年の立入禁止等を明記するように義務づけたものでございます。

さらに、先ほど御説明をいたしました①から④の禁止行為に違反した場合は、6カ月以内の営業停止命令及び公表という規定を新たに設けました。

また「有害役務営業」を営む店舗・事務所を立入調査の対象とするとともに、違反者に対する罰則として、営業停止命令違反の場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金など、新たに定めております。立入調査対象に追加したことで、これまで困難であった県内の「有害役務営業」を営む店舗を把握できるようになりました。

次に、罰則でございます。

罰則につきましては、違反行為者とともに、監督する立場にある雇い主に対しても同様の罰金刑を適用すると規定したものでございます。

これらのJKビジネスを包括規制する改正条例は、先ほども申し上げましたとおり、ちょうど1年が経過したところでございます。昨年7月には改正条例施行にあわせまして、愛知県及び愛知県警職員によりまず一斉立入調査を実施いたしました。一斉立入調査の結果、実際に青少年が従事していた店舗はありませんでしたが、従業員名簿の備えつけ違反等の軽微な違反を確認し、是正指導を実施いたしました。その後も県警等と連携を図り立入調査等を行っておりますが、ことしの5月末現在、無店舗型も含め「有害役務営業」に該当する店舗数につきましては58店舗を確認しております。このうち1店舗につきましては、昨年本条例に定める勧誘行為の禁止違反で検挙するとともに、同じ店になりますが、昨年12月には2カ月間の営業停止命令をしております。

最後に、最初にお話をさせていただきましたが、愛知県青少年保護育成条例は青少年の健全育成を図るものでありまして、JKビジネス自体を規制するものではございません。このことにつきましては、昨年3月に条例改正を行ってから、関係者の皆様に繰り返し説明をしてきたところでございます。

また、先ほども申し上げましたとおり、本条例は青少年すなわち18歳未満が保護の対象

となっております。そのため、18歳の高校生は条例上の対象となりません。しかしながら、補導の対象にはなりません。例えば、本条例に基づく立入調査におきまして、18歳の高校生がJKビジネスに従事していた場合は補導対象とすることで、JKビジネスに近づけないように運用をしております。今回の改正条例では、営業者に対し、青少年をJKビジネスに勧誘しない、従事させない、客としないなど、JKビジネスに近づけないようにすることに、より被害の未然防止を図ったものであります。今後も新たな営業形態が出現することも想定されますので、JKビジネスの危険性から青少年を守るという観点で、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

簡単ではございますが、愛知県の取組について御報告させていただきました。

○山田会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御意見、御質問等がございますでしょうか。

小木曾委員、お願いします。

○小木曾委員 どうもありがとうございます。小木曾と申します。

今回の条例の改正作業にどのような部署の方がかかわったのか教えていただきたいです。

○愛知県 青少年の施策を担当しているのが私ども県民生活部社会活動推進課になります。それから、愛知県警の中の生活安全部少年課というところとも連携を図り、条例ですので、総務部の法務文書課などとも連携を図ってつくっております。

○小木曾委員 そうすると、県民生活部社会活動推進課というのは、ほかにはどういう仕事をなさっている部署なのでしょうか。

○愛知県 青少年保護育成条例のほかに健全育成、子ども・若者育成支援推進法にかかわります子ども・若者育成計画ですとか、青少年の国際交流になります。そのほか、社会活動推進課の中には、NPOグループと申しまして特定非営利活動法人の認証ですとか、認定ですとかということ。それから、課内室として多文化共生推進室というところがございます。日本に在住する外国の方との共生について施策を講じているといった課になります。

○小木曾委員 ありがとうございます。

○山田会長代理 ほかにいかがですか。

森田委員、お願いします。

○森田委員 本当にすばらしい新しい条例について教えていただき、ありがとうございます。

今の県民生活部のお話を聞いてさらにそう思ったのですけれども、ある種の啓蒙というか、学校とか、そうしたターゲットになる子供自身にこういうものがあるって、こういう形で対応されているのだということを伝えていくということも非常に重要だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○愛知県 昨年この条例を改正しましたときに、啓発といたしまして、最初に「有害役務営業」の事業者と思われる人たちに説明会をまず開きました。学校に対しては「NO! JKビジネス」、だめだということのポスターをそれぞれの高校には配らせていただいています。

す。特に興味を引いていただこうと思ひまして、そのポスターには愛知県警の広報大使でありましたBOYS AND MENというタレントを起用しまして、それで周知を図るということ。7月1日に施行したのですが、6月30日にはそのBOYS AND MENも呼びまして啓発キャンペーンを県庁、名古屋駅、栄でも行いまして、制服姿の女子高生たちも見られたという状況でございます。

○森田委員 ありがとうございます。

追加なのですけれども、この委員会ではデーティングバイオレンスとか、そうしたことも大きなテーマなのですが、実際にそういう恋愛のような恋愛ではないような形でこうしたビジネスに引っ張り込むということはあるのではないかと思うのですけれども、そのデーティングバイオレンスなどとの関係で何かありましたら教えていただけないでしょうか。

○愛知県 今回の改正した条例につきましては、営業者に対するものということですので、例えば個人同士のつき合いからということにはこの条例上は規制できないというところに少し課題があるのかなと思っています。そういうことがないように、こうした条例が改正したことにつきまして、周知・啓発、注意喚起は行っていきたいと思っております。

○森田委員 ありがとうございます。

○山田会長代理 平川委員、お願いします。

○平川委員 ありがとうございます。

先ほど営業所が検挙されたり営業停止になったりというお店があるということをお聞きしましたが、それがあったということは、少女たちがレイプ被害に遭うとか、性的な被害に遭うということがあったということに等しいと理解してもよろしいのでしょうか。もしもわかっているだけでいいのですが、そういう被害者になった高校生とか、そういう女性たちに対する被害者支援というものはどのようにやられているのでしょうか。

○愛知県 今回営業停止にしたものにつきましては、条例の適用上は勧誘行為の違反ですので、直ちに被害に遭ったということではないのですけれども、児童買春、児童ポルノ法違反でも同様に逮捕されておりまして、有罪判決が下されている状況でございます。被害者支援につきましては、被害者がわからないものですから、直接的に私どもでどうこうということにはできないのですけれども、愛知県警と連携を図っている被害者支援をしている団体等もございますので、そちらのほうでやられていると思っております。

○山田会長代理 よろしいですか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 ありがとうございます。

こういう形で改正ができるということは、どの自治体でもある意味で被害の実態があればこうした改正が可能だということで、この資料の取り扱いということで言いますと、関心のある自治体に紹介してもよろしいものではないでしょうか。

○愛知県 今回の資料につきましては、今回この場で公表させていただいているものですので、特にコピーなどして配っていただいても差し支えございません。

○阿部委員 ありがとうございます。

○山田会長代理 ありがとうございます。

1点、私から質問ですけれども、これをしっかり読むといわゆる18歳未満の人を雇ったJKビジネスというのは営業できないような気がするのですけれども、今、営業しているというのは18歳以上を雇っているという建前なのでしょうか。

○愛知県 実際に立ち入りで18歳未満の者が従業員名簿にないことは確認しておりますけれども、JKビジネスと称する営業ということになります。

○山田会長代理 了解しました。ありがとうございます。

ほかにありませんでしたら、どうもありがとうございました。

○愛知県 ありがとうございます。

(発表者交代)

○山田会長代理 続きまして、児童の性に着目した新たな形態の営業、いわゆるJKビジネスの被害などを2つの被害者支援団体から続けて御説明いただき、その後で質疑とさせていただきます。

それでは、一般社団法人Colabo、仁藤さんからお願いいたします。

○一般社団法人Colabo Colaboの仁藤と申します。今日はよろしくお願ひいたします。

今、資料をお配りいただいたのですが、ピンクの活動報告書を2年分お配りさせていただきました。私はColaboという団体で、中高生世代を中心とした女の子を支える活動をしています。特に虐待や性暴力の被害に遭うなどして、孤立、困窮した少女たちとかかわっていて、夜の街を巡回して少女に声をかけたり、相談に乗ったり、食事提供をしたりなど、虐待や強姦、児童買春の被害に遭ったりした女の子たちが夜間に駆け込める一時シェルターを運営したり、自助グループをやったり、自立支援ハウスを開設したりなどという活動をしています。

東京を中心に活動はしているのですけれども、全国から相談は寄せられていて、北海道から沖縄まで、少女たちと出会ってかかわっています。今日は特にJKビジネスにかかわった女の子たちについてお話したいと思っているのですが、2013年から今日までの3年4カ月間でJKビジネスにかかわる中高生からの相談は全部で106人、2013年度が21人で、2014年度は特に私が『女子高生の裏社会』という本を出して、JKビジネスのことをすごく発信するようになったこともあって、女の子たちからの相談が多くなりまして、JKビジネスにかかわる女の子が58人、個人売春をしている子が23人、管理売春を斡旋者のもとでさせられている女の子に17人出会いました。中には知的障害とか発達障害とか精神障害のある女の子が狙われて搾取されているというケースもあって、そうした被害に遭った女の子たちが自傷行為とか自殺未遂を行うというケースも後を絶ちません。

2015年度は、詳しくは報告書の中を見ていただければと思いますが、JKビジネスにかかわる女の子からは17件、売春している子からは26件、その他性被害の相談は25件あったのですが、2016年度はまだ始まったばかりなのですから、この3カ月で既にJKビジ

ネスにかかわっている中高生から10人相談がありました。相談内容としては、主にJKビジネスを通して性被害に遭ったとか、経営者から性行為を強要されているとか、やめたら学校に連絡すると脅されているというようなものから、自分の店が摘発されたけれどもどうしようということであったりとか、危険に気づいて辞めたいけれども、保険証をコピーされてしまっているの親に連絡されないか不安だという相談もあります。

JKビジネスについては、先ほど愛知県の方も詳しく説明して下さったと思うのですが、警視庁が設置した有識者の懇談会では、女子高生などであることを売りにして見知らぬ男性と会話や占い、ゲームをしたり、飲食をしながら会話やゲームをしたり、散歩をしたり、個室でマッサージや添い寝をするなどしてお金をもらう仕事と定義されています。個室マッサージ店として営業して、男性客に対して少女が体を接触させたり、手をつないだり、棒で女の子の体をつつくとか、客にビンタをするとか、水着やコスプレ衣装を着て写真を撮影するなどのサービス、性行為を行うなど、少女に性的なサービスをさせるリフレやお散歩という業態がすごく広がって問題になったり、JK作業所などと言って、女子高生が折り紙をしたりビーズで何かアクセサリーをつくる様子をマジックミラー越しに下着を観察できるようなお店とか、女子高生の見学店とか、そういったお店の摘発がニュースになりました。今では、東京でもお散歩とリフレに関しては規制の対象となっていますが、一応、表向きは高校生は働けないということになりましたが、今でもやはりそこにかかわっている女の子たちと実際に現場では出会っています。

例えば、最近はJKコミュニケーションとか、カフェとか、プレイルームとか、占い店とか、カウンセリング店といった形で、女子高生によるマッサージとか、明らかな個室に行くようなサービスではないという名目で営業が中心となって続けられているのですが、被害の主な特徴としては、表向きは性的なサービスはないと言いながらも、店内では性行為はないのだけれども、そこからつながったお客さんとの交渉に応じたり、だまされたり、強制されたり、おどされたりして性被害に遭う女の子が出続けていると思います。ただ、お店は関与していないという立場をとれるようになっているというか、お店もむしろ女の子が勝手にそういうことをするから困っているのだと言ったりしますけれども、実際にはお店も黙認していたり、お店に斡旋されたりしたなどという少女たちと今も出会っています。

でも、子供たちは家族や学校への発覚を恐れて被害を訴えられないということがほとんどです。あるケースでは、JKカフェの面接に来た女の子に体験入店を店長が勧めて、カフェなので性的なサービスではないということで入ったのですが、1日働いて2,000、3,000円しかお給料をもらえなくて交通費も出ないので、これだけ？と女の子が言ったら、もっと稼げる仕事があるよということで系列店のリフレ店に斡旋した。少女はそのときは本当にマッサージ店だと思っていたし、詳しい仕事内容をよく知らないままそのお店に派遣されたら、経営者が1人目の客として来て、その少女のことをレイプするなどということが、そのお店ではそういう被害に遭った子と3人出会っていて、その3人は友達同士で

はないのですけれども、そういう被害もあります。お店側はJKビジネスは健全な商売であるということを最近ではメディアを通して伝える活動もしていますが、名前も顔も出して活動しているような経営者からそういう被害に遭ったと語る女の子たちと出会っています。

詳しい証言などについては2014年に『女子高生の裏社会』という本を出してまとめているのですが、警視庁の発表によると、2016年1月末の時点で都内で174店舗あるという発表があって、そのうちの120店舗が秋葉原にあるとも報じられています。これが2015年の6月末の時点では132店舗というものだったのが1月の時点では少し増えているということになっていて、何が増えているかという点、お散歩やリフレではなくて、カフェやコミュニケーションを売りにした直接的な性サービスに見えないような業態で営業が結構増えてきています。

警視庁は2013年の4月からJKビジネスで働いたり、お店に出入りしたり、客を勧誘した18歳未満の少年と、18歳以上であっても20歳未満の高校生まで補導の対象ということにして、2015年の末までに73人の女子高生が補導されました。実際に私のかかわっている女の子も補導された子がいました。

ほかにも、児童買春に関しても、警察はネットを通して売春を募集する少女に対してサイバー補導という形で、お客さんのふりをして女の子に接触して待ち合わせした場所で子供を補導するという取組を結構力を入れてやっているのですけれども、確かにそれに一定の効果はあるということは感じますが、補導した女の子に対してケアにつないだり、背景に介入するようなことが行われていないことが、もうちょっと何とかならないかなと私は思っているところで、補導というのは支援につながれずに危険に行き着いた子供たちを発見できる機能の一つだと思うので、補導した後に医療的、福祉的、教育的ケアとか、家庭を含めた包括的な支援につなぐようなケア付きの補導を何とかしてもらえないかなということも思っています。

こういう問題について話すときに、需要と供給があるからなくなるという話をよくされるのです。これは今でも秋葉原では、ある通りでは、女の子が2メートル間隔に立って客引きをしている様子が見られます。一見、こういう姿を見ると女の子が供給しているように見えるのですけれども、実は彼女たちの裏には彼女たちを管理する大人たちがいて、需要と供給というのは、売りたい大人と買いたい大人間での需要と供給によって成り立っている、そこに困難を抱えたり未熟な子供たちが商品化されているというのが実態だと私は思っています。ですから、お店の摘発と少女の補導だけでなく、買う側の規制とか、需要を断つような取組が必要なのではないかと思っています。

補導された女の子が言いました。子供は悪いことをしたら補導されて、学校や親に連絡が行くと。でも、何で大人には補導はないの。いっぱい僕とどうとか、ホテル行かないとか、買春を持ちかけてくる人はたくさんいるのに、その人たちこそ家族や職場に連絡とか、警察の注意を受けるとか、何か必要があればケアにつなぐようなことがあるといいの

にということも、私もいつも思っています。

16歳の女の子が去年、神奈川県で売春防止法違反で逮捕された事件があって、ツイッターで売春を募集したことが売春防止法の5条の勧誘罪にひっかかって逮捕されて、16歳で逮捕というのは異例なことで、結構メディアも報じたのです。その際に、彼女は高校を中退して半年ほど家に帰らず、住所がわからない不定の状態だった、だから、任意の事情聴取が難しいことから逮捕に踏み切ったと警察は説明しているのです。

逮捕後、警察は女の子が遊ぶ金欲しさにやったと証言していて、売春で得た金で洋服や映画を見ていたという報道があったのですが、私も家に帰らずに売春したり、JKビジネスの危険に入って何とか自分で生活しようとしている女の子たちを見ていると、これは気軽に売春したという状況ではないというか、確かに洋服や映画を見たりしたのだろうけれども、多分、半年間家に帰っていなかったのであれば食費や生活費にもきついていたと思うのです。でも、そういう報道というのは余りにしないですけれども、実際私が出会う女の子たちはそれを給食費に充てている中学生がいたり、修学旅行の費用の積立金が3万5,000円ぐらいかかるのですけれども、それが払えないということがわかって、手っ取り早く稼げるバイトをしようということでJKビジネスをやったという子がいたりなどします。子供たちが気軽な気持ちでとか、簡単に稼げるバイトとしてやったという、その言葉の背景も私たちは考えなければならぬと思っています。

そして、買う側への対応についてなのですが、私は売春防止法の5条の勧誘罪で16歳の子が捕まっているのに、この勧誘罪は男性には適用されない法律になっているということもすごくおかしいことだとも思っています。

私の出会う女の子たちは、虐待とか貧困を背景に家にいられないとか、家にいたくないと感じたときに街を徘徊したり、ネットをいろいろ見たりして、そこで声をかけてくるのはそういう危険に誘うような大人ばかりだという話をよくするのですが、JKビジネスも巧みに組織的に少女たちを勧誘している実態があって、求人サイトとかツイッターとかラインとか、こういうSNSに求人の募集を書いたりとか、街でのスカウト行為をしています。特にスカウトというのは、困難を抱える女の子たちがたむろするような場所を詳しく知っていて足を運んで声をかけたりとか、同じように困難を生き延びてきた少年をスカウトとして採用したりということもしています。

求人情報サイトにはこのような感じでいろいろなお店の求人が載っていたりするので、ある少女は観光案内のアルバイトという求人を見て面接に行ったら、男性とデートをする仕事だと言われて、学生証のコピーをとられてしまって、断れずに働いたらカラオケとか漫画喫茶で性行為を強要されたとか、まちでスカウトを名乗る人に声をかけられて名刺を渡される、仕事を紹介すると言われていたりとか、芸能事務所が運営しているカフェですとか、撮影スタジオですということだましてポルノ動画を撮影された被害もあります。

ただ、こういう被害が中高生に相次いでいても、学校ではこういうことについて教わら

ないですし、高校の教科書でも「売春」という言葉は使ってはいけないなどということがあって、自分がしていることがどういうことかもわからない、そのリスクも知らないなどという子も結構いたりします。

経営者たちは、SNSでも子供たちになじみのあるツールなどの中に入って行って巧みに誘い込んで、敷居を下げて、間口を広げて、特別な事情を抱えていない子にまでこういう仕事は今すごく広がっていると思います。例えばツイッターなどでも、お店がアカウントを持っていて、女の子のツイッターをフォローして、気になってその女の子がフォローを返したらダイレクトメールという個人のやりとりができるところで、写真を見てかわいいと思ったので連絡しましたとか、よかったら面接だけでも友達と一緒に来ないなどという声かけをしたりということをしています。

さらに、この求人情報サイトをいろいろ見るとすごく、例えば求人にも高校1年生、15歳から19歳まで10代の今しかできない高額現金日払いバイト、通信制高校の子も定時制の子も高校に行っていない子も大歓迎とあえて書いている。そういうところに困っている子がたくさんいることをわかって彼らはやっていると思います。

多分、先ほどお話があったと思いますが、愛知県には前にはこのようなお店があって、女子高生無料休憩コーナー新設しましたと。携帯を充電したりとか、お茶、お菓子がありますと。これは放課後、何か家に帰りたくないなというときとか、マックに行くよりもただですし、居場所がありますというような言い方で子供たちを取り込むようなことまでしています。さらに、JKビジネスにかかわる少女の多くが、友達の勧誘をきっかけに始めているということが警視庁の有識者の懇談会でも言われているのですけれども、友達と一緒に面接に行ったり、先に働いている友達の紹介で店につながるという子も多いですし、店が働いている女の子のツイッターとかブログとか、ラインのタイムラインに求人を載せることをお願いします。友達を誘ってよとかそういう感じで、子供たちの中でだけ、大人の目につきにくいところでそういう情報が広がっていくことがあります。

今日は、そうした少女たちがなぜ支援機関に相談にいきにくいのかということもお話ししてほしいとお願いをいただいたので、そういうことについてお話ししたいのですけれども、出会った子供たちに、保護じゃないよねとおびえた表情で言われるということがたまにあって、被害を訴えにくい状況としては、大人への不信感とか、支援機関での二次被害などが挙げられると思います。多くがこれまで公的機関に接触した経験がありながらも、そこでの対応に傷ついている。例えば、児童相談所で一時保護所に保護されたときに刑務所のような場所だったと語ったりとか、保護所の中で職員にどなられたり、体罰を受けたり、児童養護施設で性虐待を受けたりとか、精神障害者のグループホームで性虐待を受けるなどした女の子たちと出会っています。あとは、行政の教育相談室に親からの暴力を相談したら、親を呼ばれて相談内容を伝えられてしまったとか、スクールカウンセラーに話したことが担任に漏れていたという経験であったり、そういうことが積み重なって、大人への不信感がすごくあるので、なかなか自分からは支援機関に行けないと。

私たちは必要に応じて弁護士と連携して、行政とか児童相談所とか警察とか病院にも行くのですが、児童相談所でも売春をやめたいと話した子に性依存症の自助グループを紹介されてしまったことであつたりとか、金曜日の放課後に保護を求めて電話をした少女に今日はもう閉まってしまうから月曜日に電話してね、などと言われたという対応があつたり、一時保護所での問題としては、保護されている期間、長いと2カ月ぐらい学校に通えなくなってしまうということがあつて、部活をしていたりとか、文化祭の準備の役割を任されているなどという子供たちが保護を拒んだりすることも多くて、24時間対応できて、特に夜の時間に駆け込めて泊まれるような場所というのが必要だと思っています。

また、警察の対応によって二次被害を受ける女の子も多くて、例えば性的虐待があつて、地方から東京に逃げてきて、そこで警察に相談したら、事件は地元で起きたのだから、こちらで被害届を出してくれと言われてたりとか、あとは警察と一緒にそういうことで被害に遭ってポルノの動画を撮られてしまった中1の女の子が、証拠の映像を男性警官3人と一緒に確認させられるとか、そういうことで嫌な思いをしたという女の子たちもいます。なかなか、そういう支援機関とか公的機関でも、そういう性虐待とか性被害のトラウマに対する対応というものが追いついていない現状があるかなと思います。

一方で、JKビジネスの側というのは、必要なものを支援者よりも先に与えるふりをして子供たちに近づいているのがすごいなと思っています。例えば行くところないならうちにおいでと言って泊めてくれたりとか、勉強を教えてくれたりとか、食事を食べさせてくれたりとか、その子たちを担い手として見るというか、それが搾取の手段であるわけですが、役割を与えて君たちが必要だよというようなやり方で精神的にも依存させていくみたいなことがすごく上手だと思っています。

私がいつも思っているのは、JKビジネスの規制というのはもちろん大事だと思うのですが、取り締まるだけでは少女たちの置かれた状況は変わらないなということで、例えば渋谷や新宿のまちでは、100名ぐらいのスカウトが毎晩女の子たちに声をかけているし、買春者もたくさんいる。そういう客引きとか少女に対する路上やSNSでのスカウト行為とか、仕事の斡旋とか、買う側の規制とともに、JKビジネスの店舗数を超えるほど支援を充実させなければいけないと思いますし、スカウトの数を超えるほどの伴走支援者が必要なのではないかと思っています。性暴力のワンストップ支援センターなどはもちろん必要なのですが、かかわっている女の子たちを見ると、緊急時の支援だけではなくて、中長期的な伴走支援ができるようなあり方というものがすごく必要だなと思っています。

愛知県警がすごく頑張ってくれてありがたいなと思っているのは「『JKビジネス』は危険がいっぱい!!」という旗をまちに立てたりとか、ポスターを配ったりしていて、そういうことが東京とか全国で子供たちに広めていくためにあるといいなと思っています。

少女たちがそこに至るまでに教育や福祉から漏れてきたことであつたり、そういう児童福祉のあり方を再検討してもらえたらいいなと思っています。必要なのは特別な支援では

なくて、当たり前の日常であるはずだと考えています。

お話を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○山田会長代理 ありがとうございました。

続きまして、特定非営利活動法人Bond Projectから、橘さんに御説明をお願いいたします。質疑に関しては、この報告が終わりましてからまとめて行いたいと思います。よろしくをお願いします。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） こんにちは。NPO法人Bond Projectの橘ジュンと水野ちひろです。

私たちは、若年女性を取り巻く現状ということで、今日少しだけお話しさせていただきたいと思います。

10代、20代の生きづらいという女の子たちの支援をしています。困難を抱えた女の子たちにとって相談しやすい環境というものを考え、いろいろと相談できるように、つながるように、いろいろとやっています。虐待、性暴力、望まない妊娠、出産、家出とか、非行と思われてしまうかもしれないのですけれども、居場所のない女の子たちが夜の街を徘徊するといった行動、そして、いろいろな依存症であったり、自傷行為、トラウマとか、そういった状況になって引きこもってしまうなど、生きづらさを抱えた女の子たちの声というものを聞いています。

私たちの活動というのはメール、電話、面談など、そういった相談と、あとは繁華街に出て声をかけるということもしています。繁華街で出会う女の子たちには相談機関などにはなかなか行けない、つながらないという逆にリスクの高い状況の女の子たちがいて、気になった子がいたら声をかけて話を聞くということを2009年からやっています。

○特定非営利活動法人Bond Project（水野） 私たちのところに届く声なのですけれども、最初に出会ってすぐにお話を聞かせてくれる子ばかりではなくて、まず心の状態で、寂しいとかつらい、怖いと、そういう一言だけで話し始める子もいるのですけれども、何度もやりとりを重ねたり、丁寧な聞き取りをしていくと、その背景に家族の問題とか虐待、妊娠、出産、中絶ですとか、性暴力もそうなのですけれども、深刻な問題が隠れていることがわかります。

年間の相談件数は、電話で2,014件、面接576件、メールですと毎年1万件を超えていて、保護も去年は278件とすごく増えています。病院や専門相談機関への同行支援も20件、ほかの役所ですとか、児童相談所と連携しながら一人の子にかかわったという事例も153件ありました。

かかわる女の子の中で保護したり、面接をする中で、JKビジネスにかかわっている女の子もいるのですけれども、女の子たちにとってJKビジネス、「JK」という言葉がやわらかく感じてしまっているようで、楽しんで安全に、それでいてお金がもらえそうと感じてしまう子が多いみたいなのです。求人ウェブサイトでも、盗撮被害を出さないようにセキュリティ完備されていますとか、法律を守って3年以上営業していますとか、そう

ということが書いてあるのですけれども、そういうものを見て大丈夫かなと安心してしまいうちもいたり、応募するにしてもラインとかそういう無料アプリを使って簡単に応募できてしまっていて、店の人とのやりとりもラインでの会話というのですか、ちゃんとした文書ではなくてぼんぼんやりとりができたりするのです、すごく気軽であったり、緩く感じてしまうようなのです。履歴書も不要だし、でも、履歴書不要だからといっても学生証とか、そういう身分を証明できるものは確認されて、コピーもとられていてということがあります。

女の子たちにとってはすごく緩いような感じであったり、安全に思ったりするかもしれないのですけれども、援助交際や少女売春からの流れであって、被害などというの、女の子たちは働いていて特に何かされているわけでもないのです、余り自分が性的に搾取されているとか、被害を受けているということは感じていないようなのですけれども、実際に何か直接接触されるとか、そういうことがあれば、自分の中でやっとな被害者意識みたいなものが出てくると思うのです。

例えばある女の子だと、友達の心配をしていた子だったのですけれども、友達がJKカフェでアルバイトをし出したと言っていて、その友達の子は普通のカフェ、いわゆる秋葉原であったようなメイドカフェみたいなところで、ただお茶を出したりとかランチを出したりするようなところでバイトをし始めたらしいのですけれども、それでも友達はすごく心配していて、やっていることは普通のカフェかもしれないですが、そのランチタイム、カフェタイムの後にそのお店にパーティタイムがあったりすると、そこがもうガールズバーみたいになっていたりして、最初は昼だけ働いていたとしてもそこから夜につながっていったりとか、だんだん性風俗のほうに流れていってしまうという、入り口は垣根が低くなっていてすごく入りやすくなっているのです、だんだん入っていってしまう危険性もあると思います。

相談を受けた主な事例をまとめてきたのですが、一人の女の子は17歳の高校生の子だったのですが、お家で虐待、ネグレクトを受けていまして、自分で生活費や学費を何とかしなければいけない、高校を卒業したいという強い希望が彼女の中にはあったので、何とかお金を生み出そうとしていたのですけれども、普通の面接、コンビニやスーパーのバイトの面接を受けても5個ぐらい連続で不採用になってしまったらしくて、それですぐに受かる高校生カフェというところで彼女はバイトを始めたのですが、店長にチラシを全部配ってこいと叱られたことがあったらしくて、それが嫌になってやめたいのだけれどもという連絡が私たちのところに来ました。話を聞いていると、お客さんの男の人から待ち伏せを何回もされていて、お店を出たらその人がいて、ついて来られてすごく怖かったのだということも話していました。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） お店の方にすごく言われたことというのが、お客さんとは絶対に一緒に歩かないでねと。でも、いろいろと質問されてしまったので、一緒にしゃべりながら歩いてしまったらそれを見つけた店長にすごく怒られて、お客さんは先に行かせて自分が後からついて来るというやり方でお店に入れるようにしてと言った

り、だから、女の子たちも何がよくて何が悪いとかよくわかっていないままに、そういったJKビジネスというものでいろいろと利用されている現状もあるのかなと思います。

また、ある一人の女の子がJKビジネス、客との会話、接客、接触なしというお店で働いたときに、何もされていないよと私たちに言うのです。だから大丈夫と言うのですけれども、どのようなことをしているのと言うと、マジックミラー越しに女の子たちを選んだお客さんがいて、それで別室に移動されて、そこで女の子にしてもらいたいポーズというものをリクエストするらしいのです。リクエストする内容というのは、体育座り、四つんばい、立って前を向くとか、スカートをめくるとか、そういったお客さんにリクエストされたポーズをして、それでお金をもらうということをしているのです。

女の子たちは、それを何もされていないと思いがちかもしれないのですけれども、それはやはり性搾取だと思うし、彼女たちの現状というのは18歳以上、その子の場合はぎりぎり18歳なのですけれども、18歳だけれども、制服が高校生の制服でなければだめということで、そういう需要があるから、そういう女の子たちもすぐにお金をもらえる、自分は何もされなくてポーズだけしてちょっと楽とってしまう。でも、後々嫌な思いをしたりとか、お店のブログなどに、わからないようにですが顔を出されていたりなどということもあって、なかなかやめづらいと思ってしまうということもありました。

○特定非営利活動法人Bond Project（水野） 16歳の別の女の子は、この子はJKという感じではないかもしれないのですけれども、援助交際をしている女の子でした。彼女は家の都合で引っ越しが多かったので、なかなか友達ができなくて、寂しい気持ちから出会い系アプリに登録して、そこではまってしまったということだったので、この子はお金をもらわずに援助交際をしていたので、本人は援助交際をしているという自覚はなかったみたいなのです。若さやお金と引きかえにそういう寂しい気持ちを埋めてもらうみたいになっているということを繰り返していて、男の人から高校の制服を着たままホテルに一緒に行こうと誘いを受けたこともあったそうです。制服を着ていると、学校が特定されてしまったり、そういう危険もあるのですけれども、断ることが苦手な子だったので、そのまま男の人に言われるがままに一緒に行ってしまったという子でした。

もう一人、18歳の女の子は15歳のころから援デリ業者、援助交際のデリバリーの業者に登録をして働いていた子でした。彼女の場合は親の借金とか、貧困というものがあって、お父さんも風俗関係の仕事についていたので風俗というものが身近であったり、本人も関心が高かったりはしたみたいなのですけれども、その頃の話聞いてほしいということで聞いていると、援デリ狩りといものに遭ってやくざの方の事務所に連れていかれたりとか、医者のお仕事をしているというお客さんに「媚薬」と書いてありますけれども、何かよくわからない薬を無理やり打たれてしまって、すごく心臓がばくばくしているような状態になってしまって本当に怖くて、でも、拘束されたり思っている以上のことをされてしまって身動きがとれなくて、自分の思うようにはできなかったということでした。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） 都内は、風俗なども18歳未満は仕事ができな

いようならるさい状況だと思うのですけれども、地方だとまだまだ18歳未満でも風俗の仕事ができるような状況なのです。ある女の子は、キャバクラだったのですけれども、本当に15歳、高校1年生のころから3年間学校にもばれずに働いていたという子もいて、自分が一番年下ではなく中学生の子も働いていると言っていて、ある地方の子も14歳のときからキャバクラで働いているという子もいたので、その辺の家に帰れないとか、お金、貧困の問題とかで学費であったり、友達といろいろ過ごすためのお小遣いなどが親にもらえなかったり、もっと深刻に食費もない、生活費ももらえないという状況の女の子たちというのは、大人とか家族とか親戚とか、そういったものには頼れず、声をかけてくれた夜の街の人のほうが事情もわかってくれそうだし、ばれなければいいかみたいな気持ちでやってしまう。最初は敷居がすごく低かったりして、そこからどんどんいろいろな援助交際であったりとか、犯罪に巻き込まれるということもあると思う。薬などもそうなのです。だから、この辺の規制というのは本当に強くしたほうがいいのではないかと思います。15歳のころから援デリというのも彼女たちの地域では普通だと言っていて、自分が15歳で登録などできるの、働けるのと聞いたら、そんなの普通ですよという感じであったので、そこがセーフティーネットになるということもあるのかなと思いました。

彼女は個人でそういった援助交際というものをやっていたのですけれども、ホテルに入ってしまうと2人きりだし、嫌だとか、断っても無理やりいろいろなことをされて薬などを飲まされてしまう。普通の健康的な考え方の人であったら、逃げればいいではないかとか、警察に言えばいいではないかとか、お店の人を呼べばいいではないかと思うのですけれども、とてもではないけれども、想像してみてもほしいのですが、2人きりで何かされそうだというときにそういうことができるかという、もっとそれ以上のことをされたらどうしようというその恐怖心でされるがままになってしまうという状況になると思うのです。それで画像を撮られたり、本当に自分が何かあったときに言いづらい状況というものを大人たちにつくられてしまうということもあり、彼女たちはそういう行為を繰り返えされているということもあります。

その背景というのは、本当に親の借金や貧困などということもあり、何か彼女たちが気軽に本当に困ったときに相談に行く場所というものもなかったり、あと、学校は通いたいけれども、児童相談所などに行ってしまったら学校も通えなくなるのではないかとか、住む場所、自分が変わらなければいけないという、そこがとてもリスクが高いところと思っています。

○特定非営利活動法人Bond Project（水野） なぜ相談に至らないのかというのは今のお話にもあるのですけれども、相談窓口の情報を知らなかったり、知識が彼女たちにないということもあるのですが、公的な機関への相談は彼女たちにとってはハードルが高いと感じていて、相談に行けばすぐに環境を無理やり変えられてしまうのではないかとか、ちゃんと話さなければいけないのではないかとか、そういう不安もたくさんありますし、大人への不信感、否定されるのではないか、理解されないのではないか、あなたが悪いと言わ

れるのではないかという思いもあれば、かかわる子たちは自己肯定感が低い子たちがすごく多いので、相手が悪いとこちらは感じるのですが、でも、そのようなところにいた自分が悪いとか、自分だけ我慢すれば何とかなるとか、そういう思いを抱えている子たちもすごくたくさんいます。自分などはどうなってもいいという投げやりな気持ちであったり、相談していいところに自分は値しないのではないかというぐらいに自己肯定感が低い女の子もいます。

これから必要と私たちが考える制度や支援機関については、3つ書いてきたのですけれども、性被害直後に緊急支援を担う性暴力被害者ワンストップ支援センター、ここに行けば全て対応してもらえる。被害に遭った直後、病院であったり、警察であったり、いろいろなところに行って、そのたびに話さなければいけないというのは本当にすごく負担もかかるし大変なことなので、ここに行けばまず一つ大丈夫というところ。

でも、そこに行って全て解決するわけでもなくて、その後、心の傷になっていることなどのケアも必要なので、そういった意味で中長期的なフォローを含めたトータル的なサポートができる相談センター。

緊急避難に対応できるシェルターというものは、行政の支援を受けるまでにすごく時間がかかることがあって、今困っているのに、電話したらケース会議にかけるので来週月曜日にまた連絡しますと言われることもあるのですけれども、でも、今行くところがないのにその間どうしたらいいのだらうとなって、家にもいられなかったりして、まちにいればまたさらなる被害を受けてしまったりとか、そういうことにもつながると思います。ただ、そういう制度や支援機関ができたとしても、それが整えば全ていいというわけではなくて、私たち現場にいるほうとしては、女の子たちへのリテラシー教育も必要であると思っています。今はそんなに深く考えていないかもしれないけれども、今、ここで深刻な被害を受けることによって、後々何年後とか、大人になってからも苦しい思いをするのだよということは、大人の私たちがでないと伝えられないことであると思っていますので、そういったこともしていきたいと思っています。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） あと、やはりワンストップ支援センターというものが必要だということもわかっているし、私たち現場の支援者としてもそこに行ってくればいいなと思ってもなかなか行かないので、その辺は同行するという、その手前の支援というのもとても大事だと思います。被害者としての意識がない女の子たちの話を聞ける、若年女性特有の難しさも含めてそういうものを理解している支援者をふやして、そこが中心となってそういった行政機関につなぐということをやっていければいいのではないかと思います。

ありがとうございました。

○山田会長代理 ありがとうございました。

それでは、ただいまの2つの団体の御説明に対して、御意見、御質問はございますでしょうか。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 ありがとうございます。

最後に、Bondの方から被害者の話を聞けるサポーターを増やすというなお話がありました。それでシェルターなり、あるいは行政機関につなげるということもおっしゃっておいりましたけれども、どうしても今のシェルターというのは、DVの被害者であるとか、あるいは婦人保護事業の中で住むところがないという状況の人たちもいますが、そういったシェルターを利用して、さらにかかわりを持つ中で、シェルターのあり方などに注文というか、こうであったらいいということがありましたら教えてください。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） ありがとうございます。

うちも自主的にシェルターをやらざるを得なくなってしまったのです。相談を受けていて、その出口、つなぐ先というのが、もちろん行政の機関とは思っていたのですが、なかなかつながらない。戻ってきてしまうということもあって、今、困っている子の対応をするのに、話を聞けなくなってしまったのです。そういった意味で、では、今日泊まりなさいとか、夜も朝までいなさいとか、そういう気持ちで一時的なシェルターというものをつくったのですけれども、今、とてもではないけれども一時的なシェルターではなく、本当に自立援助ホームみたいな感じになってしまって、最長9カ月いた子もいたりするのです。生活の場で、婦人保護施設とか、自立援助ホームなども考えるのですが、もちろんそういった支援者の方ともいろいろとアドバイスをもらって、相談をしたりなどしているのですが、やはりそういったところにはつながらないのです。その制度と制度のはざまにいる女の子たちがいるということもよく理解していただいて、居場所がない、居場所がないからいろいろな被害を受けやすいという状況を理解した上で、女の子の居場所というものをくれたらいいのではないかと思います。

○山田会長代理 仁藤さん、お願いします。

○一般社団法人Colabo 私たちも女の子の中で一人だけ今まで女性シェルターに何とか頑張ったねという言い方で、我慢強い子という感じで言われているのですが、何が嫌だったかという、まずは相部屋であることだし、しかも、それが誰となるかわからなくて、女の子にとって親と関係がうまくいかなかったりすれば、特にDVの被害で入られている方などもいらっしゃると思いますので、知らないお婆さんと相部屋になる可能性があると言われるのがまず嫌で、大丈夫と言われても、大丈夫ではないけれども、ここで断れば行くところがないと言って泣いてしまう。その子の場合には本当に性虐待があって結構追われている状態で危なかったのですが、Colaboには危ないということで、少しの期間そのシェルターに入ることを本人も了承して入ったのですが、いろいろ表面的にはたばこは吸えないのでしょうか、彼氏に連絡できないのでしょうか、携帯は取り上げでしょうか、嫌だと言うけれども、実際にはその程度のルールなら、自分の危険な状態と比べて守ることはできる。妥協したり、理解はできる。ただ、何が嫌かという、どこにあ

るのかわからないし、シェルターに入れば私もそこに会いに行けるわけではないということで、せつかく私たちを頼ってきたのに、夢乃さんと離されてしまうみたいな気持ちとか、またどこかに飛ばされるという気持ちがあったり、私もこういうシェルターがあって、ここにこういう人がいるから、ここなら安心だよという紹介の仕方ができないので、そういうところが難しいと思います。

○阿部委員 ありがとうございます。

○山田会長代理 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

森田委員、お願いします。

○森田委員 今朝児相の仕事をしてきたので耳の痛い話ですけれども、ただ、本当にすごく皆さんが頑張っていることで何とかサポートが少しでもできているのだなと思います。市町村とか児相などという行政の単位が変わるのは簡単ではないと思っているので、何かをこれからやっていくとしたら、本当に皆さんのような入っていける人たちにも、ある種のちゃんとした組織ではないけれども、体制の中にそういう人たちに入れてもらって、そこをまた行政と連結して、そういう方々にお金を出したりとか、実際にどのようにつなぐのかを一緒に話し合う場を繰り返し持つなどですね。

このようなことをここで言うのは怒られてしまうかもしれませんが、行政が変わるのはそう簡単ではないと思うことが非常に多いので、むしろ民間のNPOなり任意団体でやっていたらちゃんとした役割ないし権限みたいなものも含めて情報などがやりとりできる状態にして、実際に児相の人たちもそれなりに頑張っているわけですから、そこら辺のところまで柔軟に入っていけないので、そういうことをちゃんと、その人が今、まさに持っているニーズにぴったり合うような形で展開するということは本当に難しいので、とにかく話し合いの場はやはり必要だと思うのです。

今回こういう形で来てくださって、こういう会議だともう1回来て、なかなか2回、3回という感じではないので、何かそういうことを一緒に練り上げていたり、ある地域ではこういうことでうまくいっていますみたいなものをつくっていかないと、例えば親の問題は絶対に大きいわけで、だけれども、そのようなことは簡単に解決はつかないと思うので、そういう体制をどう作っていくのかとか、言ってくださった一時保護所の問題など、どれもこれも本当にうなずきますけれども、やはり簡単に変わらないので、それを変えていくような仕組みをつくらないとどうしようもないのかなと思ってしまいました。

感想になってしまいました。

○山田会長代理 御意見ということで、何かそれに対して仁藤さん、橘さん、ありますか。

○一般社団法人Colabo 私たちも今、行政の支援を一切お金などを受けずにやっているのですが、それがなぜかという、枠の中に入ってしまうとできないことがすごく多そうだということがあって、でも、その辺を柔軟にやらせてもらえるような仕組みがあれば、私たちもすごくそういうところに入っていきたいし、そういう必要もあると思ってい

ます。私たちも女の子たちが住めるところを今年度から始めようということで、お金のことまで、自立援助ホームみたいなことに実際にはなってくるのですが、では、自立援助ホームになるのかというと、なってしまうと、例えば東京でやれば圏外の子は1人までしか入れないとか、でも、実際に出てくる子が全国からいつ来るかわからないという状況なので、そうになってしまうとなかなか難しかったりして、行政の管理の問題とこちらの自由度の問題が難しいなと思いつつやっています。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） やはり、行政だからできることというのがあって、私たちも最終的に頼る場所とか長い支援となった場合、女の子たちにいろいろと制度を使わせてもらおうと思っているのです。ただ、その手前でいろいろな犯罪に巻き込まれてしまって、居場所がなくて帰れなくてという子がいるということはリアル、現実なのです。そういった女の子たちをなきものとせず、ちゃんと今まで声が上がらなかったら、姿が見えなかったら支援策がなかったということのないように、私たち、あと今日お話をしているこういった民間団体の意見、現場の声というものを聞いていただいて、そういった女の子たちのために支援、政策というものにかかわらせていただければ、私たちのためではなく女の子たちのために必要だと思うので、ぜひよろしくをお願いします。

○森田委員 長くなってすみません。リテラシーという話で、学校とは限らないと思えますけれども、そういう情報とか自分がどういうことをされていてどういう権利があるとか、そういうこと自体がすごくわからない、わかりづらくて、だから、なかなか自分がよくない状態でSOSを出すにしても、SOSを出さなければいけない状態なのだとしたこと自体がわからないということになるので、学校などで養護の先生が教えられるようになるとは、そういう先生もいるとは思いますがけれども、それはなかなか難しく、そうした教育について何かありますか。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） ちゃんとリスクがあるということはわかっていなければいけないと思っていて、そういった言葉に乗せられたとか、広い目で見たら被害だとは思いますが、でも、だめだよということもきちんと教えなければいけないと思っていて、SNSなどでいろいろと画像を載せてしまったり、さっきも言ったけれども、何もされていない、ポーズをとるだけだということも、そこもいろいろな虐待背景がある中で、自己肯定感が低い中でそういう考え方というものにも結びついてはいるのですが、それは違うのだよということ。ちゃんと嫌な目に遭うし、リスクがあるのだよということもちゃんと教育できるといいのではないかと思っているので、女の子たちの意識を高めるということをすごく大事にしていけたらいいのではないかと思いました。

○山田会長代理 今の追加の質問なのですが、高校は義務教育ではありませんし、こういうところにかかわる人はそういういわゆる中学校を出て中退なり、高校に行かなかったりすると、そういう場が全くないと思うのですが、それに関しては何かアイデアなどはありますか。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） SNSというのは、ものすごく情報につながって

いけると思うのです。学校は行けなくても、いろいろなつながりというものはあると思うのです。学校にいても先生に相談できない子も多いので、まともな大人というのがいろいろなところにいるといいなと思っているのです。それが喫茶店のママでも美容室のマスターでも何でもいいのですけれども、相談しやすい大人というものがたくさんいてほしいなと思います。

○一般社団法人Colabo 私はいつも中学校や高校に講演に行かせていただくときにお願いするのは、中3のうちになるべく話をさせてほしいということ言います。本当は、中には中3ではもう遅くてやっている子もいるのですけれども、自分のところの生徒がそういうリスクの高い生徒が多いとわかっている先生などは、中3の卒業のときにはなむけの言葉的な感じで、脅すように怖いことがあるよとしゃべると。

高校生になると行動範囲が広がるし、声をかけられても名刺をもらって仕事を紹介されるなどはおかしいよとか、そういうことを特別支援学校でも高校1年生の春に特に呼んでもらって、定時制などでも、高校1年生の春に4月9日の入学3日目ぐらいに呼んでくれたりする高校もあって、なるべく早い段階で教えることが必要かなと思っています。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） あと、何かあったときに相談する情報先のリストのようなものもちゃんと配れるといいと思います。

○山田会長代理 ありがとうございます。

ほかにありますか。

平川委員、お願いします。

○平川委員 ありがとうございます。

ご報告の最後のところに、必要と考える制度とか、支援施設、支援機関ということで性暴力被害者ワンストップ支援センターを挙げていただきありがとうございます。今、各地のワンストップセンターでは行政からの経済的援助が必要であると思っているのですが、

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） 出ていないのですか。

○平川委員 いえいえ。今の御報告の中で、お金を出してもらおうと活動の縛りになるとおっしゃられたので、そのあたりのところをどのように考えているかお尋ねしました。お金をもらわないというのではなくて、縛りのないお金をもらいたいというような感じで考えているのでしょうか。教えてください。

○一般社団法人Colabo 私たちは、今、ある枠の中でこういうことをしてくださいという動き方だと難しいので、まずは自分たちでやってみて、事例をつくって、それが形になっていくような感じになるといいなと。多分ワンストップ支援センターもそのような感じで、長年されてきた方々のことが、今、全国各地に広がってこうとしていると思うので、私たちがそういうモデルをつくって、まだかかるとは思いますが、こういう枠ならやりやすいというものを今後見せられるようになったらいいなと思っています。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） そこにつながれば、困っていることを今、していただけたところだと思っているので、ただ、自分で連絡してこなければいけないとか、

自分で行かなければいけないとか、そういういろいろなルールがあると思うのです。もちろん個人を守るために、相談に来る子の立場に立ったルールというものもあると思うのですけれども、行けない子とか、一緒にいろいろと付き添わなければいけないような状況の子などというのもいると思うので、それをつなぐためにできることみたいなものを現場の私たちがやれたらいいのではないかと思っています。

だから、枠というものはもちろんないといろいろと大変だとも思うのですが、けれども、外れてしまった子をなかつたことにはしてほしくないという気持ちで、実際にそういう女の子がいるのだったら、そういう女の子の対策とか支援などというものも考えていただけたらと思っているので、このような機会を与えていただいて本当によかったです。ありがとうございます。

○山田会長代理 ありがとうございます。

会長代理なのですけれども、最後に聞いておきたいのが、私は家族社会学をやっていますので、ここ20、30年の間にいわゆる高校生をめぐる親の状況というのが、格差が拡大してきて、貧困家庭が増えているということがあると思います。だから、結局どの程度かはわからないのですけれども、こういうビジネスにかかわらざるを得ないのは、高収入を得られるからで、それも遊ぶ金というのもありましたけれども、仁藤さんの本も結構読み込みましたし、Bondの学費の工夫とか、さらに、私の稼ぎが家族を養っているというケースも幾つか報告されていました。つまり、こういうビジネスをやめてお金を稼がなくてはいけない18歳未満の人たちに対してどう説得するのか、どう言ったらいいのか、逆に言えば、将来的にどういう制度があったらいいのか。

全くの貧困で、もう行き場もないといえればそういうシェルターなりに行きますけれども、すれすれですね。つまり、もう少し稼げれば何とかやっていける、学校も行ける。けれども、普通のバイトでは追いつかない程度という人たちに対してどう言っていけばいいのかというのを、もし現場の方からアイデア、御意見があればお願いしたいです。

○特定非営利活動法人Bond Project（橘） JKビジネスをやっている子で、進学校に通っている子がいたのです。その子はネットを使って個人でお客さんを見つけて、一緒に食事に行ったり、映画を見たり、買い物に行ったりということをしていた子だったのですけれども、進学校でお嬢様学校だったということもあって、親は一生懸命働いて学費が精一杯で、でも、その友達と話を合わせるためとか、バランスをとるためにかわいいものとか、いいものとか、ある程度のを身につけていないと学校生活がうまくやっていけないのではないかという不安があって、JKビジネスに手を出してしまったという子もいたのです。

でも、その危険性があるということはちゃんと教えないといけないと思っていて、ある女の子は、そっちのほうがマックのバイトより1時間で時給がいいじゃんとか、考え方としてその程度なのです。だから、私はリスクというものとはちゃんと考えさせる機会というものを、その子たちの目線に立ってそういった場を与えられるといいのではないかと思っています。

います。

○一般社団法人Colabo 私は特に貧困であったり、家にいたくないなど、そういう問題を抱えている子が困るのは、泊まれるところがないことと住むところがないこと。世田谷区さんは児童養護施設を退所した子供に1万円で家を貸すという取組を始められて、すごくいいので全国各地に広がってほしいと思うのですが、施設に暮らしている子だけではなくて、そして、全国どこでもそういう子供たちが自立に向けて安く住める家がほしいということと、学費を大学や専門学校も安く、ただにしてほしい。日本は学費が高過ぎるし、Colaboで大学に行ける子はほとんどいないのです。これまで1人だけ大学に進学した子がいるのですけれども、やはり奨学金だし、もっと小さいころの話で言うと、小中学校は給食を無料にしてほしいと思います。

結局、私が出会っていく子が、特に定時制高校とか通信制高校を卒業した後に結局すごくブラックな居酒屋に就職するとか、そういうことしかないので、そういう面でのブラック企業などの対策とか改善というものも広い目で言うと必要だと思っています。

○山田会長代理 どうもありがとうございました。

○特定非営利活動法人Bond Project (橘) ありがとうございました。

○一般社団法人Colabo ありがとうございました。

○山田会長代理 それでは、次に若年層を対象とした暴力の被害等として、アダルトビデオへの出演強要などの被害の実態等について、被害者支援団体のポルノ被害と性暴力を考える会PAPSさんと、NPO法人人身取引被害者サポートセンターLighthouseさんから宮本さんと藤原さん、よろしく願いいたします。

○People Against Pornography and Sexual Violence 今までの話を聞いただけで喉元いっぱいの感じだと思いますが、私たちの話も負けず劣らず頭がパンクしそうな話です。どうぞお時間の限り聞いていただきたいと思います。

今日用意された資料の31ページに私の発言要旨のレジュメがあります。私はポルノ被害と性暴力を考える会世話人の宮本と申します。そして、NPO法人人身取引被害者サポートセンターLighthouseの藤原志帆子さんが報告をさせていただきます。

初めに、PAPS&LHのAV被害者相談支援事業の概要について、33ページを御覧ください。

2つの団体が何で共同事業としてこういうことを始めたのかという経過について、若干御説明したいと思います。

PAPSは、もともと性暴力被害というか、ポルノグラフィーの中には性暴力被害に遭う女性たちがいるのだということを社会啓発するために設立された団体です。Lighthouseは、人身取引の被害に遭った人たち、女性たちを、子供も含めてですけれども、救済するための組織として設立されてきた団体です。それぞれの活動をやっているうちに、Lighthouseも私たちのほうも、直接AV制作の現場に巻き込まれてSOSを発してくる女性たちが両方ともに支援を求めてやってきていたので、両方の組織にブリッジをかけて、共同事業にしました。去年4月からLighthouseとPAPSで正式に出発しております。お互いにそれまではば

らばらに同じような被害者の相談を行っていました。

支援事業の概要の「1. PAPSとライトハウスのAV被害者相談支援活動の形成」の部分の一番最後のところには、2015年、つまり、去年私たちが共同事業をするようになってからのことなのですけれども、電話やラインで81件が寄せられた。2016年1月、ことしの1月から現在に至るまで、そこは「4月2日まで」と書いてありますけれども、現在に至るまで70件、6月はプロダクションの関係者が逮捕されました。その影響で20件相談が寄せられております。

「2. AV被害者相談支援事業の体制」なのですけれども、支援員は約十数名います。それは常勤が1名、非常勤が1名、あとは全部ボランティアなので、4.5人ぐらいが実働の状況です。

何をやっているか、どういうことをやっているかという、ソーシャルワーカーとしてのボランティア、動画削除としてのボランティア、総括担当のスーパーバイザーのボランティアなどの体制で、今まで通算で180件ほどの被害相談が寄せられております。それらを全部統括的にスーパーバイズする体制として1人、面接支援をする場合の現場の担当のスーパーバイザーが1人という形で配置していて、1相談について2名体制で支援に当たっています。

2名体制で支援に当たるといのは、お互いに連絡調整しながらかけずり回らなければならないことが多いし、話が非常に混乱した話なので、1人で聞くだけでは整理し切れない内容になるので、2人で聞いて整理していくという形をとっております。

下から3つ目の➤が大事なのですけれども、この支援事業は24時間365日の支援体制、要するに、必要即応の原則を当てはめて、相談に来たときに夜中であっても即対応するという形です。初回のメールは特に夜中に来るのですけれども、夜中に来た場合に即返事を返してあげることが、つながっていくために非常に大事なことです。相談料は無料です。

裏のページへ行きまして「3. 支援内容」なのですけれども、基本的には本人がしてほしいと言われたことについて対応することが基本です。そこにいろいろと書いてありますが、プロダクションや制作会社や風俗店へ一緒に行って交渉をしたりとか、動画の削除をしたりとか、関東以外の相談もたくさん来ていますので、福岡、大阪、仙台、札幌に相談の拠点を、今、作りつつあるところであります。

4番目、AV被害者相談支援事業が一応機能し始めているなど私は実感しているのですけれども、それはどういう理由で機能しているのかということを考えてみた場合に、3番目の➤が大事なのです。要するに、スペシャリストとのコラボレーションです。

つまり、ITエンジニア、アダルトビデオはネットの最先端で起きている事象なので、それに対応するためにはネットの技術を駆使できる人間がいないと対応できない。そういうITエンジニアが要ると、生身の女性があらわれますので、生身の女性に対応するためにはソーシャルワーカーとしての知見が必要で、両者をつなぐスーパーバイザー体制が必要なのだということと、それから、AV産業に関する法律に詳しい弁護士さんとの連携

がぜひとも必要なのです。

ただ、この会合の一番最初に伊藤さんがお話しくださいましたけれども、私たちも支援に関して発展途上ではありますが、弁護士さんたちもAV産業にどのように法律で対抗していくかということについて発展途上なので、逆に、私たちのほうに法律的な問題に関しての情報が集中して、地方の弁護士さんから相談が来たりする状況もあります。

「5. その他」の課題として1つだけ挙げ。今、24時間365日、夜中でも対応するというのは、個人の熱意と努力によって辛うじて担われている体制なのです。その体制は非常に脆弱で、1人が倒ればもうこれはできないという状況です。常に崩壊の危機にさらされていること、まず、私たちの活動の概要を説明しておきたいと思います。

31ページに戻りまして、主な事例・統計についてですけれども、これは2012年からぼつぼつと相談が始まって、現在、通し番号で182番まで来て、ことしは70件が既に来ている。したがって、本年度中には200件を超えると思うのですけれども、今までAVには被害者はいないとされていて、見ているほうも、あれは被害者ではない、本人が同意の上でやっている、お金ももらっているのではないか、だから、俺たちは楽しんでいるのだという形で、AVの被害者はいないことにされてきました。実際にここが相談の窓口になれることがわかってきた。それがだんだん広がって、SOSのメール、電話、ラインの相談がふえてきている現状にあります。

これは、2012年から2016年、ことしの4月までを整理してみたのですが、最初からことしの4月までに154件の相談がありました。どういう内容かといえば、ほとんどの人たちが重複した内容で相談に来るのです。どれ一つということではなくて重複している。

ただし、何が一番多いかといえば、自分が出演したAVの回収、ネット上の削除、それから、販売停止をしてほしいというものが非常に多い。これが154件中74件あります。その次に多いのが、だまされて出演してしまったというものが42件、その次がAVの違約金を請求されていて困るという内容が来ているわけです。1人の人が1つの問題ではなくて、それらが全部重なって課題として出てくるので、問題自体を最初の初回面接で整理していくこと自体が非常に困難なのですが、それは短時間で整理していかないとお互いにくたびれてしまいますので、短時間で整理するノウハウは大分蓄積されてきたかと思います。

本当はきょう皆さんにお渡ししたい資料として、特にメールで寄せられる相談に関して、どういう言葉で彼女たちは訴えているのかという資料をこしらえたのですけれども、この会議はクローズドではなくて、全体にも公開されるし、ネット上も公開される、資料も公開されるという話なので、どういう文言でメールの第一報が来るのかというのは、皆さんにお渡しできないと判断してお渡ししません。その特徴は皆さん、全員と言ってもいいぐらいに自分自身を責めているのです。自分が悪い、愚かだった、自業自得なのだと自分を責めて、それでなおかつこんな私でも相談に乗ってもらえますかという形で相談して来ているわけです。

メール相談の第1報の一覧表は非常に迫力のあるのですが、残念ながらほんのちょっとの情

報で本人特定につながることをこの間の経験でわかりましたので、情報の開示については非常に注意をしていきたいと思えます。

最後に、どういう被害かというよりも、AV被害ということ、AVに巻き込まれることの特異性、特殊性とは何かということは何点かお話しして私の話を終わりたいと思えます。1番目、この被害は、普通のという言い方も変ですけども、性暴力被害は私的（日常）生活空間で起きている被害です。しかし、AVの場合は、産業コンプレックスの中で起きている、産業形態の中で起きている被害なのです。だから、結果の商品だけを見たのではわからない。制作現場で、大きな産業の中で起きている被害なのだというのが一番の大きな特徴だと思います。

したがって、商品をつくるために生身の人間の身体を利用して見せ物をこしらえているわけです。その見せ物は、最初に伊藤さんの話でありましたように、非常に残虐なもの、拷問だとか、陵辱物、女性をいかに陵辱するかというジャンルが次から次へと発展してきている状況があります。

それと、仁藤さんや橘さんのお話にもありましたけれども、消費者がいるということなのです。消費者がいるから産業が成立するわけです。供給があるから産業が成立するわけではないのです。その消費者の存在に関して、今まで誰も手をつけてこなかった。

しかし、これだけ大きな産業になっている。その産業を支えている消費者の問題にどう政策的に切り込んでいくかというのは今後の大きな政策課題だと思いますので、まだこれは何も蓄積されていないけれども、そこがポイントだと訴えて、ほかにも言いたいことはありますけれども、藤原さんにバトンタッチをしたいと思えます。

○特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターLighthouse NPO法人人身取引被害者サポートセンターLighthouseの藤原です。

「人身取引」という名前がついている団体ですので、もともと売春や風俗の強要をされてきた外国人女性、若年女性の支援をしています。12年目の団体です。

今もいろいろな方からお話があったとおり、1回こっきりの売春ではなくて、性行為の様子を撮った画像や動画がかなり大きく広く売られるポルノ、それから、児童ポルノもかなり大きなマーケットですけども、こういったところに性的搾取の実体がシフトしてきたのではないかと思っています。

私たちのほうからは、宮本さんのPAPSさんの活動をちょっと補足する形で、34ページの下の方から、35、36ページのところのちょっとしたお話をさせていただきます。私たちは昨年「BLUE HEART ブルー・ハート」という漫画をつくりました。これは34ページの下の方に書いていますが、JKビジネス、それから、男児、男の子の中学生の児童ポルノ被害、それから、リベンジポルノ被害という私たちのところに入ってきた相談をちょっと変えて漫画にして3本立てでつくったところ、これを見た19歳の女の子が、「私も同じような、ライブチャットと呼ばれるAVに出させられていた」という形で相談が来たりしました。この漫画はインターネットでも自由にホームページから読めるようになっているので

すけれども、そういった経緯もあってか、相談がこの2、3年でずっとAV出演の強要はふえています。

35ページ、36ページにあるように、渋谷区議会の方たちとお話しする機会がありました。なぜかといいますと、PAPS&LHに入っている相談の約3分の1は渋谷区内でリクルートに遭ったり、渋谷区内で実際に撮影が行われているからです。地方から来た女の子たちですと、渋谷や原宿、竹下通り、代々木だとか、そういった場所でミーティングや面接をすると、とても嬉しくて、スカウトの事務所もそこにあると言ったら、とてもうきうきして向かってしまうことがあります。しかし着いた途端そこでポルノの契約書を渡されて逃げられないといった相談がこれだけある、という事実を渋谷区の区議の方に御説明しました。全国の市区町村区議会で初めて、AVの製造過程に何も取り締まり機関がないということで、こういった形で、国に要望書、意見書を出してくださったのが今年の春です。現在、ほかの市区町村区議会などでも同様に動いてくれそうなところもあります。

次の資料37、38ページですが、わかりやすい漫画のパンフレットです。企業から協賛金をもらい印刷し、いろいろなところに置かせてもらったりしています。このまま渋谷区のオーロラビジョンであるとか、そういったところに広告として載せたりしていきたいという形で、渋谷区に提案しています。

AV被害は、普通的女子大生、男子学生たちも含めて、18歳から23歳の間の若者が特に被害に遭っております。

この被害については、相談窓口としてのLighthouse・PAPSがパンクしそうなのです。本当に体を壊しながらみんなやっているところなので、ぜひ私たちみたいな団体を増やしていくためにも、全国的な支援体制をつくっていただけたらと思っております。

以上になります。よろしくお願ひします。

○山田会長代理 宮本さん、藤原さん、ありがとうございます。

何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

○小木曾委員 どうもありがとうございます。

被害が増えているというお話でしたけれども、その増えているというのは、実数として増えているのか、それとも潜在化していたものが明らかになるようになったのか、どのようにとらえておいででしょうか。もし実数として増えているのだとしたら、その背景は何なのかということについて御意見があれば教えてください。

○People Against Pornography and Sexual Violence このAV被害の全体像は誰もわかっていませんので、これは国が急務として調査すべきだと思います。

実数が増えているのは、この数年メディアに露出がいろいろとあって、AV被害という言葉が、週刊誌や新聞、テレビなどで報道されるようになって、私は被害者なのかと思って相談を寄せてくる。しかしながら、相談をする窓口はどうも私たちのところしかないようなのです。本来は婦人相談所が対応すべき内容だと私は思いますけれども、婦人相談所では対応し切れていないのが現実です。それはなぜかはわかりませんが、そういう

ことです。

今の状況で言えば、今日も報道機関の方が見えていらしたりして、報道されればされるほど私たちのほうへ相談が来ると思いますが、既にパンク状態です。そういう意味では、私たちが欲しいのは人件費です。それを専門にできる人たちの生活がきちんと保障できる人件費が欲しいと思っております。人材はいるはずだと思います。

○山田会長代理 ありがとうございます。ほかにありますか。

今のところで、公的な婦人相談所等に相談できない理由で一番大きいと思われるものは何なのでしょう。

○People Against Pornography and Sexual Violence わかりません。

○山田会長代理 了解しました。

○People Against Pornography and Sexual Violence 多分いわゆる先ほどから問題になっている枠の問題だろうと思います。この相談はできない、あの相談はできないとされてしまうと、だめなのです。相談に来る人たち、この間の180人ばかりの相談を見ていると、物すごいエネルギーを使ってアクセスしてくるわけです。そのアクセスしてくる糸は、本当に細いです。その細い糸をたぐり寄せて関係をつくって、ようやく相談につながって、弁護士さんにつながって、警察につながってとなるので、その最初のときの細い細い糸をどうつかむかということだと思いますが、これは民間だからできる、公的機関だからできないという問題ではなくて、方法論の問題だろうと思います。

○特定非営利活動法人人身取引被害者サポートセンターLighthouse 宮本さんがおっしゃるように、私たちのしていることは婦人相談員の仕事に本当にとっても近いところがあるのです。会いに行ってお話を聞いて、弁護士につないだり、社会資源につなげる。

それプラス、本人たちがトライして一番多かったのは、婦人相談所に行く方は今まで私は会ったことはなかったけれども、警察に行ったということは何回かあったのです。でも、やはり門前払いというか、最近ちょっと風向きが変わっておりますが、私たちも一緒に告訴状を持っていったり、弁護士さんと一緒に被害届を持っていったりしますが、この2、3年間、うまくいったことがなかったです。これは民事の問題だ、個人同士でやってほしいといわれました。伊藤さんもおっしゃったように、本当にこれは本人がお金を払って、弁護士が雇って被害動画等を回収しなければいけないというとんでもない状況なわけです。弁護士を雇うこともできない子たちもいますので、それを私たちは法テラス制度を使ったり、弁護士の力を借りられない場合は、LighthouseやPAPSが代理人となって、交渉したりします。やはり政府に求めることは、こういったリクルートから制作の過程まで何にも取り締まりがない今のAV産業の何らかの規制だったり、合法のビジネスですから、しっかりとそれを管理するような仕組みをつくってほしいと思っています。

○山田会長代理 ありがとうございます。

森田委員。

○森田委員 私の同僚でもちょっとそういうことで、精神科医なので、裁判の鑑定書では

ないですけれども、そういう何らかの心理的なことについての診断をしたりしたことで、裁判で発言するようなことをした人が何人かいるのですけれども、結構負けてしまったりして、非常に大変だと思うのですが、その辺で、実際に相談に本当にぎりぎりたどり着いて、1つは法的な問題と、ほかの生活や医療的な問題などについて継続的にサポートされているのだと思うのですけれども、どういった転機になっていく場合があるのかということや、ある程度うまくいった場合、うまくいったというのもあれでしょうけれども、比較的サポートが功を奏したということや、それがなかなか難しかったということなどで何か具体的なお話があれば教えてほしいのです。

○People Against Pornography and Sexual Violence 多分それは私たちの力の問題ではなくて、御本人の生きる力の問題だと思うのです。御本人の内在的に持っている力をうまく引き出せたときにうまくいく。面接していても、最初に会ったときと一定程度問題が解決してこれから先の人生を歩んでいこうとなったときの御本人の顔つきが違う。しっかりした顔つきになっていく。そういう場合にはうまくいくけれども、そここのところのつぼをうまくつかみ切れなかったり、最初のSOSの返事にもう返事をくれない人たちも随分いますので、なぜ私たちの返信に返信してこないのかというのは調べる余地もありませんけれども、そういう人たちもいるということです。

うまくいかなかったのは、本人に力があるのだけれども、制度の枠組み、皆さんは弁護士料が最高でどのぐらい払っていらっしゃるか御存じでしょうか。この頃契約した人は、サイトの削除を全部一括して削除するのに100万円、手付金100万円、成功報酬100万円、計200万円なのです。それを払える人でなければサイトの削除なんてできない。それは最高額でかなり極端な話ですけれども、逆に言うと、法テラス値段で引き受けてくれる弁護士さんたちは、2人ぐらい引き受けるのが精いっぱい、それ以上を引き受けてしまったら自分の生活が今度は脅かされる状態なのです。

こういう犯罪的な映像が出回っている。それを回収するために自分がこれだけお金を払わなければいけない。エネルギーを払わなければいけない。これは一体どういうことなのだろうかと思えますし、そこへ戻ってくるのが消費者、これを喜んで見ている人たちがたくさんいるという現実だろうと思えます。

スカウトされるときには、身ばれなんかしない、親ばれなんかしないと言われてスカウトされて行くのですけれども、ほとんどが身ばれしてしまいます。どういう契機で身ばれするかというと、自分の周辺の男たちが、あれがそうではないかと噂をして身ばれしていくのです。つまり、同年配の男たちは、アダルトビデオを、すごく喜んで見ているのか何で見ているのか知りませんが、非常に日常的に消費しているものなのだというので、身ばれしてしまうのです。

そういう状況に関して、今まで誰も手をつけてこなかった。政策的に緊急の課題だと私は思っています。

○山田会長代理 ありがとうございます。

そろそろ時間も来ていますので、よろしいでしょうか。

お2人、どうもありがとうございました。

本日、それぞれの御発表者に現場からの貴重な御説明をいただきましたが、今後、これらの問題について専門調査会としてどのように検討を進めていくかについて、御意見はございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

私は、会長代理を務めさせていただきましたが、民間でこういうことが行われていることに関して、改めて支援者を支援する仕組みが必要になっているのではないかと痛感いたしました。

では、今後の進め方については、事務局と会長と相談しつつ、検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、事務局から今後の進め方についてお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 本日もありがとうございました。

それでは、今後の進め方につきまして、資料5、97ページを御覧いただければと思います。

前回もお配りしておりますが、5月に策定しました重点方針を踏まえまして、1の2つ目のポツにもございますとおり、本日の議題ともなりました、児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえた実態把握を加えております。このテーマにつきましては、先ほど会長代理からもございましたが、今後、会長、会長代理とも相談しつつ、次回以降も引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

次回でございますけれども、9月から10月頃の開催を予定しておりますが、次回につきましては、このテーマとともに、若年層に対する広報・周知方策のあり方などについても御検討いただきたいと思いますと考えております。

具体的なことにつきましては、改めてお知らせさせていただきます。

以上でございます。

○山田会長代理 ありがとうございました。

それでは、これで第82回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終わります。

拙い代理で申しわけございませんでした。

本日はありがとうございました。